

# 第3期川崎市食育推進計画（案）の概要

～こころもあつたか！おいしいごはん～

## 【1 川崎市食育推進計画策定の経緯】

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国	●「食育基本法」施行	●「食育推進基本計画」					●第2次					●第3次
川崎市		●「川崎市食育推進会議条例」	●第1期「川崎市食育推進計画」			●第2期			●第3期			
	●川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」						●第2期（H34年度まで）					

- \* 川崎市食育推進計画は、国の食育推進基本計画に基づき3年間を期間として策定している。
- \* 市長を会長として、学識経験者、食育関連団体の代表、公募市民等19名により構成される「川崎市食育推進会議」を設置し、計画策定や計画の進捗状況の把握等を行っている。
- \* 高齢化の進展による人口構造の変化と生活習慣病の増加による国民医療費の増加が課題となっており、食生活の改善は、生活習慣病予防のために極めて重要であることから、「かわさき健康づくり21」と連携を図りながら推進する。

## 【2 第2期計画の取組と評価】

**＜目標＞**

(1) 食卓での団らんの機会を増やそう (2) 朝食にもおかずや野菜を食べよう (3) 食事バランスガイドを広めよう活用しよう (4) 伝えよう広めよう食の情報・活動

**＜食育事業の展開＞**

**7つの施策の柱**

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭における食育の推進</li> <li>(2) 学校・幼稚園・保育園における食育の推進</li> <li>(3) 地域における食生活改善のための取組の推進</li> <li>(4) 食育推進運動の展開</li> <li>(5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農業の活性化</li> <li>(6) 日本型食生活や食文化の伝承</li> <li>(7) 食品の安全性、食糧事情、食に関する調査、研究等の情報提供</li> </ul>	<b>主な事業【行政及び関係機関での取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり普及啓発事業</li> <li>栄養改善事業</li> <li>歯科保健事業</li> <li>食品衛生監視指導</li> <li>食育推進会議事業</li> <li>学校における食に関する指導</li> <li>農業体験</li> <li>エコクッキング事業</li> <li>お口の健康フェア 等</li> </ul>
--	---

**＜第2期計画の評価＞ 「食育の現状と意識に関する調査」(H24)より**

毎日家族と一緒に食事をしている人の割合は増加	39.8% (H21) → 48.2% (H24)
朝食で主食・副菜・主菜をそろえて食べている人の割合は減少	47.5% (H21) → 45.4% (H24)
食事バランスガイドを参考にする人の割合は増加	16.5% (H18) → 24.1% (H24)
食育に関する活動や行動を行っている人の割合は減少	42.9% (H18) → 38.3% (H24)

## 課題

- ＜課題1 食を共にすることについて＞**
- 市民の実態調査からは、家族や友人と一緒に食事をしている人は、食事を楽しく感じ、食事内容のバランスが良く体調も良い傾向がみられた。また、ひとりで食べる子どもでは、心やからだの不調を感じる割合が高いという報告がある。これらのことから、今後も引き続き**共食(食を共にすること)**を推進していくことが必要である。
- ＜課題2 生活習慣病の予防につながる食育について＞**
- 肥満や生活習慣病の多くは脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食などの食習慣の乱れに起因しているが、市民の実態調査からは、特に20歳代～30歳代の若い世代に栄養の偏りが多い傾向がみられた。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であることから、**子どもの頃からの健全な食生活を確立**するための食育が大切である。
  - 「食べ過ぎないようにする」「減塩をする」などの健康づくりの実践について、意識は高いが行動には結びつきにくい傾向がみられたことから、意識を行動に結びつけられるようなきっかけ作りが必要である。
- ＜課題3 食育に関する活動・行動について＞**
- 食育を市民運動として推進し、成果をあげるためには市民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要である。食育に関する活動・行動について、「したいと思っているが実際にはしていない」と回答した人が2割強いることから、情報提供の方法を検討する必要がある。

## 【3 第3期川崎市食育推進計画の基本方針】

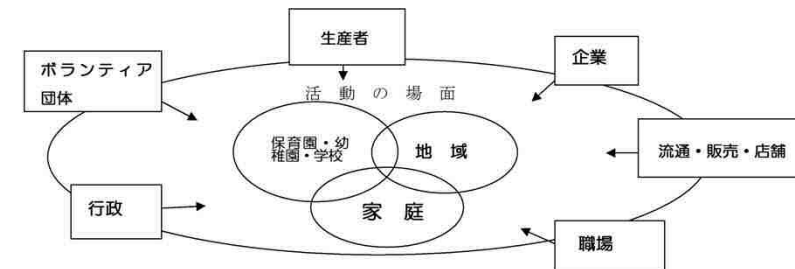
### 第3期川崎市食育推進計画基本理念

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、『※健康都市かわさき』の実現をめざす。  
※平成9年3月「かわさき健康都市宣言」

### 第3期川崎市食育推進計画基本方針

豊かな人間性を育み健全な食生活を実践していけるよう、関係機関・団体・企業等との、より緊密な連携協力を図りながら食育の取組を推進する。

### 地域での推進体制



### 第3期計画の取組

近年希薄化している家庭や地域のつながりを、「共食」の推進で強化させていく。また、食生活改善推進員をはじめとした食に関する市民活動の担い手の拡充や、中学校給食など食育に接する活動の場の拡大を図りながら、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進する。

なお、こうした観点で第2期までの各事業を継続しつつ、より市民にわかりやすい目標・方向性に次のとおり整理する。

【基本目標】	【取組の方向性】	【主な取組】
<b>目標1 楽しい食事で心をはぐくむ</b> 「みんなで楽しく食べましょう」 <ul style="list-style-type: none"> <li>家族や仲間と一緒に食べる</li> <li>食事のマナーを身につける</li> <li>自然や食に関わる人への感謝の気持ちを養う</li> <li>食事づくりにかかわる</li> <li>食文化の伝承をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食を通じたコミュニケーションの推進</li> <li>食を大切にする心の育成</li> <li>食文化や日本型食生活への理解の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食等を活用した食育</li> <li>親子食育講座</li> <li>かわさきファーマーズクラブ事業</li> <li>Buyかわさきキャンペーン事業</li> <li>エコクッキング事業 等</li> </ul>
<b>目標2 元気な体をつくる</b> 「生活リズムを整え、栄養バランスを考えた食事を」 <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につける</li> <li>健やかな食生活のリズムを身につける</li> <li>栄養バランスの良い食事をとる</li> <li>よくかんで味わって食べる</li> <li>食の安全性についての知識を身につける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供</li> <li>規則正しい生活習慣の定着に向けた取組</li> <li>食の安全性に関する正しい知識の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級</li> <li>乳幼児健康診査</li> <li>歯科保健事業</li> <li>保育園・学校等における食育</li> <li>介護予防事業 等</li> </ul>
<b>目標3 食を通して地域のつながりをつくる</b> 「伝えよう広めよう食の情報・活動」 <ul style="list-style-type: none"> <li>食に関心を持つ</li> <li>地域の産物・旬の食べ物を知る</li> <li>食に関する地域での活動に参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関するボランティア活動等への支援</li> <li>行政、関係団体等とのネットワークづくり</li> <li>食に関する情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食生活改善推進員の育成・支援</li> <li>食育推進会議・区食育推進分科会</li> <li>イベント・キャンペーン等での食に関する情報の提供 等</li> </ul>

### 【評価指標】

<b>目標1 「楽しい食事で心をはぐくむ」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日家族と一緒に食事をしている人の割合の増加 (現状値) 48.2% ※1 → (目標値) 55.0%</li> <li>友人・知人・同僚と週1回以上食事をする人の割合の増加 (現状値) 44.0% ※1 → 増加</li> </ul>
<b>目標2 「元気な体をつくる」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上している人の割合の増加 (現状値) 56.0% ※1 → 増加</li> <li>朝食を毎日食べる子どもの割合の増加 (現状値) 小学5年生95.8%・中学2年生91.6% ※2 → 増加</li> </ul>
<b>目標3 「食を通して地域のつながりをつくる」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>食生活改善推進員養成数の増加 (現状値) 3,697人 ※3 → 3,925人</li> <li>食に関する地域での活動に参加する人の割合の増加 (参考値) 38.3% ※1 → 増加</li> </ul>

※1 平成24年度川崎市の食育の現状と意識に関する調査 ※2 平成24年度市立小中学校学習状況調査 ※3 川崎市健康福祉局健康増進課調べ  
参考値：食育に関する活動や行動を行っている人

心ころもあったか！おいしいごはん

第3期  
川崎市食育推進計画（案）  
（2014～2016年度）

川 崎 市

平成25年12月

## 第3期川崎市食育推進計画 目次

### I 計画策定の経緯と位置づけ

1 計画策定の経緯	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	4
4 策定の方法	5
5 食育の推進に関する主な計画	6
6 進捗管理と評価	10

### II 第2期川崎市食育推進計画の取組と評価

1 第2期川崎市食育推進計画の取組	12
2 第2期計画の期間における取組の評価	22
3 第3期計画に向けての課題	25

### III 第3期川崎市食育推進計画の基本方針

1 基本理念	28
2 基本方針	28
3 地域での推進体制	28
4 団体の取組	29
5 取組体系図	30
6 基本目標	31
7 取組の方向性と具体的な取組	34
8 ライフステージに応じた食育の取組	44
9 目標達成のための評価指標	48

### 資料編

関係機関・関係団体・企業の食育取組事例	50
食育の推進に関する事業	63
平成24年川崎市の食育の現状と意識に関する調査概要	66
川崎市食育推進会議条例	79
川崎市食育推進会議・川崎市食育推進会議部会委員名簿	80
食育基本法	82

# I 計画策定の経緯と位置づけ

---

# 1 計画策定の経緯

- 「食」は、私たちが生きていくために欠かせないものです。  
近年、私たちの食生活は豊かになった反面、食を取り巻く環境の変化などを背景に、栄養の偏りや不規則な食事等を起因とした肥満や生活習慣病の増加などの健康問題のほか、食の大切さへの意識が希薄化するなど、健全な食生活が失われつつあります。  
国は、平成 17 年 7 月に「食育基本法」を施行し、平成 18 年 3 月には「食育推進基本計画」を策定して、国民運動として食育に取り組んでいくことを推進しています。また、平成 22 年 3 月には「第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年度～27 年度）」を策定しています。
- 本市においては、「食育基本法」及び「食育推進基本計画」に基づき、市民運動として食育を推進していくため、平成 18 年 7 月に庁内の食育に関連のある 10 局の委員による「川崎市食育推進検討会」を設置し、食育の基本的な考え方や方向性について検討し、その結果を報告書としてまとめました。
- 平成 19 年 4 月に「川崎市食育推進会議条例」を施行し、市長を会長として、学識経験者、食育関連団体の代表、公募市民等 19 名により構成される「川崎市食育推進会議」を設置し、計画策定に向けて検討を進め、平成 20 年 3 月に「川崎市食育推進計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。
- 第 1 期計画（平成 20～22 年度）では計画策定を機に食に関する関係団体が連携協力を図って様々な取組が行われ、内閣府より食育推進のために提案された「食事バランスガイド」の普及や、子どもや子育て世代への働きかけにより「食育」に対して多くの人々が意識するようになりました。第 2 期計画（平成 23～25 年度）ではより実践にむすびつくよう食に関する知識の向上に取り組んできました。その結果、家族と毎日一緒に食事をする人や、「食事バランスガイド」を活用する人が増加するとともに、教育機関、地域等において食育の取組が行われてきました。また、食生活の改善は、生活習慣病予防のために極めて重要であることから、健康づくり計画「かわさき健康づくり 21」と連携しながら食育を推進してきました。
- しかしながら、高齢化の進展による人口構造の変化、食生活の乱れによる肥満や生活習慣病の増加などの健康問題、食を通じたコミュニケーションの不足など、依然として食に関する課題があることから、今後も継続した食育の取組が必要となっています。
- このような状況をふまえ、「川崎市食育推進会議」において協議を行い、第 2 期計画の目標の達成度や市民の食の状況をもとに第 3 期川崎市食育推進計画（案）を策定しました。

食育とは・・・

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。

（食育基本法前文より）

## 2 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から28年度の3年間です。また、計画期間中であっても必要性に応じて見直しを行います。

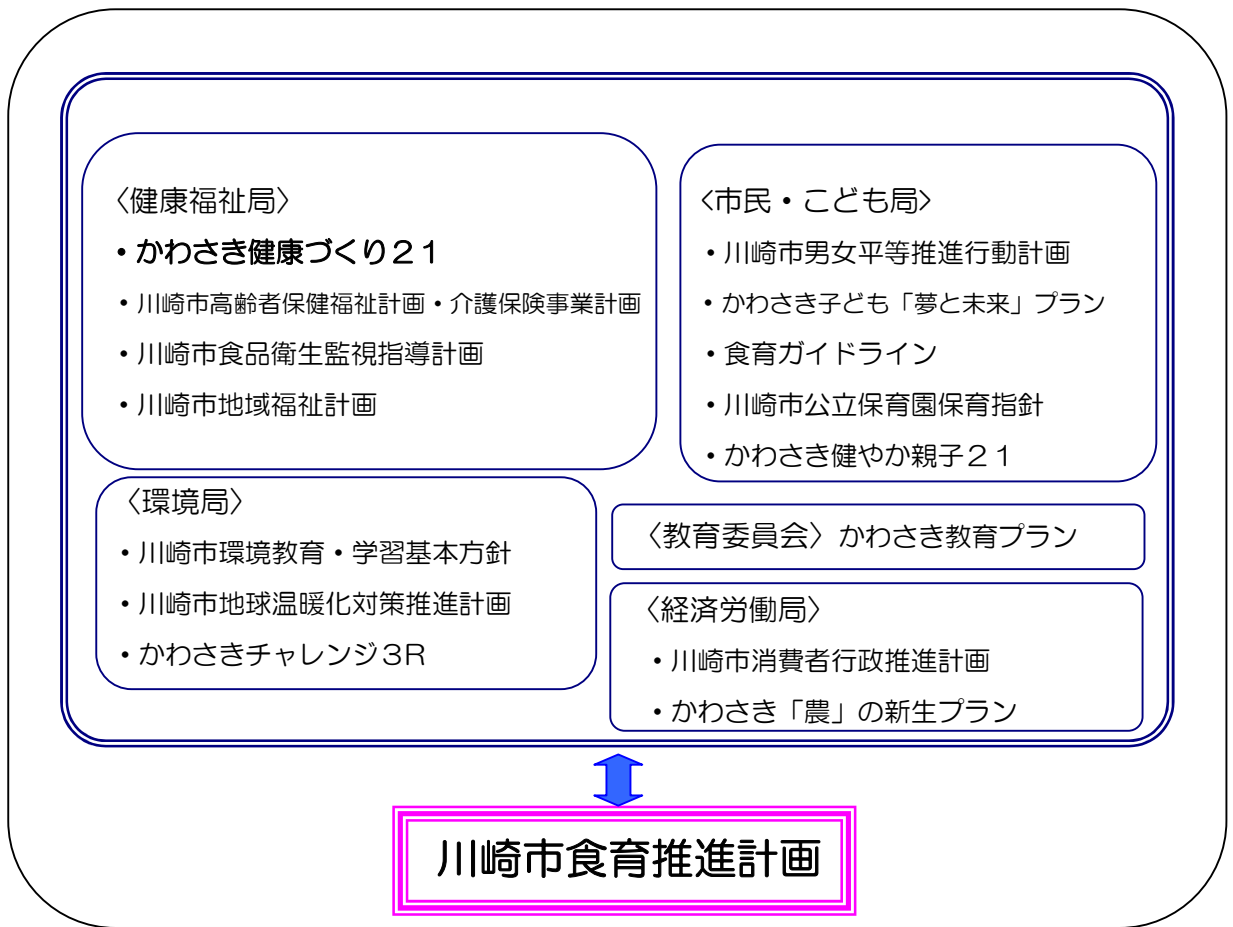
年	国の動向	川崎市の取組	川崎市の健康づくりの取組
平成17年度	●7月「食育基本法」施行		●川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」策定 (計画期間 13年度～24年度)
平成18年度	●「食育推進基本計画」策定 (計画期間 18年度～22年度)	●7月「川崎市食育推進検討会」設置	
平成19年度		●「川崎市食育推進会議条例」 ●「川崎市食育推進会議」設置	
平成20年度		●「川崎市食育推進計画」策定 (計画期間 20年度～22年度)	
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度	●「第2次食育推進基本計画」策定 (計画期間 23年度～27年度)	●「第2期川崎市食育推進計画」策定(計画期間 23年度～25年度)	●川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」策定 (計画期間 25年度～34年度)
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度		●「第3期川崎市食育推進計画」策定(計画期間 26年度～28年度)	
平成27年度			
平成28年度	●「第3次食育推進基本計画」策定予定		

### 3 計画の位置づけ

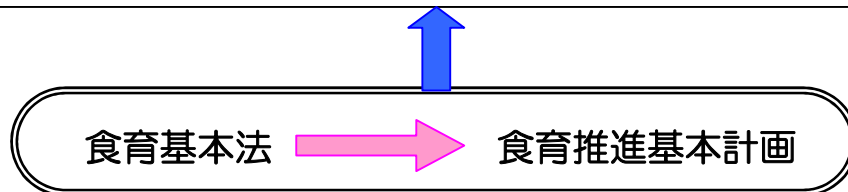
- この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念を踏まえ、同法第 18 条第 1 項に定める市町村食育推進計画として、すべての食育関係者（行政、教育、生産者、関連事業者等）と市民がそれぞれの役割に応じて連携しながら食育を推進するための基本指針とします。

#### 川崎市食育推進計画の位置づけ

<本市計画>



<国の計画>



## 4 策定の方法

- 市民の食に関する意識を把握するために、平成 24 年度に市民を対象に意識調査を行い、現状と課題を整理し、目標の策定のための基礎資料としました。

調査の名称「平成 24 年川崎市の食育の現状と意識に関する調査」

<対象・調査期間・回収状況>

(1)川崎市在住の満 20 歳以上の男女

調査期間 平成 24 年 8 月 31 日～9 月 15 日

回収状況 配付数 3,500 回収数 1,761 回収率 50.3%

(2)市立高等学校 2 年生

調査期間 平成 24 年 10 月 1 日～11 月 15 日

回収状況 配付数 1,158 回収数 1,158 回収率 100.0%

(3)企業・事業所、食育関係団体

調査期間 平成 24 年 9 月 18 日～10 月 5 日

回収状況 配布数 企業・事業所 90 回収数 52 回収率 57.8%

食育関係団体 79 回収数 59 回収率 74.7%

- 市民や関係団体が主体となって食育を推進することが必要であることから、学識経験者・食育を推進する関係団体・企業の代表・公募市民で構成される「川崎市食育推進会議」において協議を行い、計画を策定しました。またパブリックコメントにより市民の意見を聞き、計画に反映させました。



## 5 食育の推進に関する主な計画

食育の推進に関連している各局が策定しているさまざまな計画については、今後、食育を市民運動として推進していくために関係部局との連携を図りながら進めていくことが必要です。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
第2期かわさき健康づくり21 (健康増進計画)	平成24年度 (健康福祉局)	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、個人の健康(行動)目標や、市民の健康づくりを支援する行政や関係団体等の役割を明確にし、健康寿命の延伸、健康格差の縮小さらに生活の質の向上を実現することを目的としています。	「栄養・食生活」の分野は、「健康的な生活の実践」「生活習慣病の予防」等施策の全てに横断的に関わっており、食育推進計画と連携した取組が重要です。
かわさきいきいき長寿プラン(第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	平成24年度 (健康福祉局)	高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。 高齢者保健福祉計画は、介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康・いきがづくりなど、高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす計画で、介護保険事業計画は、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定めています。	高齢者が、要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるように、保健・福祉の連携による介護予防栄養改善事業において、高齢者の食育を推進します。
川崎市食品衛生監視指導計画	年度毎に策定 (健康福祉局)	市民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を目的としています。	食品等事業者、給食施設及び市民等に対して、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、加熱調理の重要性等、食中毒予防に関する指導の強化と情報提供を行います。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
第 4 期川崎市 地域福祉計画	平成 25 年度 (健康福祉局)	誰もが安心して充実した生活を送るための方法を地域住民・行政・保健福祉団体等が協力・連携して推進します。	「活力とうるおいのある地域づくり」をめざし、関係団体等との協力体制のもと、自立した日常生活を食生活面から支援します。
第 3 期川崎市 男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～	平成 25 年度 (市民・こども局)	「男女平等かわさき条例」(平成 13 年条例第 14 号)に基づき、男女共同参画社会の実現の推進をめざします。	男女共同参画に向け、様々な活動に取り組む市民・市民団体等が、食育に関する事業を行う際に、食育推進を側面的に支援します。
川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』(後期計画)	平成 21 年度 (市民・こども局こども本部)	次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりとともに、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進します。	本計画は、子どもとその家庭に関わる施策を体系化したものであり、推進施策の 1 つとして食育推進計画を位置づけています。
食育ガイドライン～川崎市における保育園食育推進ガイド～ 「おなかがすいた～!」	平成 19 年度 (市民・こども局こども本部)	ライフステージを見据えた上で就学前までの「めざす子ども像」を設定し、食育の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの発育・発達を捉えた取組の指標を示しています。保育園においては、このガイドラインを活用し、各園の特性や状況に応じた食育計画を作成しています。	食育の計画づくりにあたっては、保育園の全職員が関わり、家庭や地域と連携し、現代社会特有の食環境の変化に適応した食育を推進します。 地域活動をとおして、在宅の子育て家庭に対しても食に関する情報発信や支援を進めます。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
川崎市公立保育園保育指針 (平成 21 年改定)	平成 21 年度 (市民・こども局こども本部)	国の保育所保育指針の改定に伴い、川崎市公立保育園保育指針についても改定しました。新保育指針では、小学校との連携を含めた、子どもの育ちの連続性を大切にしています。また、入所する子どもの保護者及び地域における子育て支援、地域の子育て力向上への寄与など、保育園の役割について明示されています。	健康及び安全の章に、「食育の推進」の項目が新たに加わり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる健全育成を図るため、保育園では食に関する取組を積極的に進めていきます。
かわさき健やか親子 2 1	平成 23 年度 (市民・こども局こども本部)	近年の少子化、核家族化の進行や児童虐待の増加など、子育ての新たな課題や市民ニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てるための家庭や地域の環境づくりや親と子が健やかに暮らせる社会の実現をめざします。	市民や関係者、関係機関・団体等が連携して母子保健施策を推進するための指針としてのこの計画には、食育推進計画に関連する事項として、妊産婦の食生活、朝食の欠食、孤食等についてがあります。
川崎市消費者行政推進計画	昭和 50 年度 (策定当初は単年度計画だったものを平成 20 年度から 3 か年計画に変更。) (経済労働局)	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」第 6 条に基づき、市全体で中期的に取り組むべき課題ならびに基本方針及び方向性について明確にするために策定します。	計画項目の中の「消費者啓発及び組織化の推進に関する事項」に食育の推進を位置づけ、健全な食生活に関する情報やそれを実践するための学習機会の提供、継続的な食育推進運動の展開について掲げています。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
かわさき「農」の新生プラン	平成 17 年度 (経済労働局)	これまでの経済的機能だけを意味しがちな「農業」施策から、多面的な役割を果たす農業、農地を「農」ととらえた「農」の施策への発展を図り、市民が「農」のあるライフスタイルをめざします。	主要基本施策に、「市民とつくるかわさき農業の振興」として、地産地消の推進を取り上げています。
川崎市地球温暖化対策推進計画	平成 22 年度 (環境局)	川崎市の地球温暖化防止対策の推進計画を定めています。 (計画期間は、平成 23 年度～平成 32 年度)	協働した地球温暖化対策の推進において、グリーンコンシューマーの視点で、エコショッピング、エコ・クッキングに取り組んでいます。エコショッピングでは、地産地消の視点があります。
川崎市環境教育・学習基本方針	平成 17 年度 (環境局)	市民が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任がとれるよう、体系的な環境教育の推進に努め、環境に配慮した行動をとれる人間の育成を図り、「人と環境が共生する都市・かわさき」の実現をめざします。	地球温暖化、水、大気汚染など、地球規模の環境問題の解決のための個人レベルでの取組で、食育基本法第 6 条にあります、食に関する体験活動の場としてエコ・クッキングの拡充を図ります。
かわさきチャレンジ 3R (一般廃棄物処理基本計画)	平成 17 年度 (環境局)	廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減します。「循環型社会」の構築に向け、市民・事業者・行政の協働のもと 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を基本として、ごみの減量・リサイクルを促進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちをめざします。	廃棄物の発生・排出抑制は、料理の作りすぎや食べ残しをしないバランスのよい食生活が重要です。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
かわさき教育 プラン	平成 17 年度 (教育委員会)	本市で初の教育基本計画で、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざします。	子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食や各教科等において、食育を計画的に推進します。このため、食に関する指導の全体計画の整備を推進します。また、学校、家庭、地域が連携を図りながら、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図ります。  (平成 23 年 3 月 第 3 期実行計画)

## 6 進捗管理と評価

本市においては、学識経験者、関係団体の代表者・市民等の委員で構成される「川崎市食育推進会議」を平成 19 年に設置し、食育推進計画に基づく食育推進事業の実施状況や施策の推進について、分析・評価を行うとともに、課題の検討・協議を行ってきました。

第 3 期計画においても、平成 27 年度には、実態調査等を行い計画の達成状況を把握するとともに、同会議において、計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、食育推進事業の実施状況等の進行管理、課題の検討、評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

### ※PDCAサイクル

「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」のシステム

計画(Plan)は普遍のものではなく、実行に移し(Do)、結果・成果を評価し(Check)、改善・改良を加え(Action)、次の計画(Plan)へ繋げることが必要です。

#### 計画(Plan)

- ・施策推進の目標
- ・施策の方向と内容

#### 実行(Do)

- ・目標の達成に向けた事業の実施

#### 改善(Action)

- ・施策推進の目標の見直し
- ・施策の方向と内容について  
の見直し

#### 評価(Check)

- ・施策推進の目標進捗状況の把握
- ・施策の方向と内容についての成果の確認



## Ⅱ 第2期川崎市食育推進計画の取組と評価

---

## 1 第2期川崎市食育推進計画の取組

第2期計画では、基本理念を「心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、『健康都市かわさき』の実現をめざす」としました。また、基本方針は、「豊かな人間性を育み健全な食生活を実践していけるよう、関係機関・団体・企業等とのより緊密な連携協力を図りながら食育の取組を推進します」としました。

目標は、「食卓での団らんの機会を増やそう」「朝食にもおかずや野菜を食べよう」「食事バランスガイドを広めよう活用しよう」「伝えよう広めよう食の情報・活動」の4つを掲げ、次の7つの具体的な施策を柱に、食育を推進してきました。

### 《7つの具体的な施策の柱》

「家庭における食育の推進」「学校・幼稚園・保育園における食育の推進」「地域における食生活改善のための取組の推進」「食育推進運動の展開」「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農業の活性化」「日本型食生活や食文化の伝承」「食品の安全性、食糧事情、食に関する調査、研究等の情報提供」

主な取組内容は以下の通りです。

### (1) 目標ごとの取組

保育園では、在園児や保護者、地域の親子等の乳幼児から子育て中の市民を対象に、食育推進事業を実施しました。

学校では、各教科や特別活動、給食（食事）の時間等で食に関する指導を行い、平成23年度からの新学習指導要領の実施に伴い、「食に関する指導プラン」を小・中学校向けにそれぞれ策定して食育の推進を図りました。また、小・中・特別支援学校では食育担当者を設置し、学校教育全体で取り組むよう食に関する指導の年間計画を作成し進めました。

区役所保健福祉センターでは、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の市民を対象に食育推進事業を実施しました。

関係団体においても、食に関する講座の開催や体験学習を通して地域への食育の推進を図りました。

## 目標1 食卓での団らんの機会を増やそう

保育園では、園の特色を活かした取組の中で親子で栽培物を収穫したり、親子向けの調理実習を行うなど、家族で食を楽しむ体験をしました。また、子育て支援の中で地域市民の方を対象とした調理実習や講座を行い、家族で食卓を囲むことの大切さを伝えています。

学校では、給食（食事）の時間等を活用し、協力して食事の準備や後片付けを行い、マナーを考え、会話を楽しみながら食事をしています。また、様々な機会をとらえ、家庭への啓発を行いました。

区役所保健福祉センターでは、男性料理教室や高齢者のふれあい会食会など食を通して地域の人との交流を図りました。また、地域の子育てグループや親子料理教室では親子で調理をすることで楽しく食べる体験をしました。離乳食・幼児食講座、マタニティクッキングでは、共食の大切さについて普及啓発を行いました。

関係団体においても、食育講習会や会食会等で調理や会食を通して食事の楽しさを伝えています。（取組事例参照）

## 目標2 朝食にもおかずや野菜を食べよう

保育園では、子どもの興味や関心をひきだす工夫をしながら、朝食の大切さを繰り返し伝えていきます。また、同時に保護者に向けておかずや野菜を取り入れたバランスの良い朝食について掲示したり、朝食向けのレシピを配布したり、保護者会等で朝食の大切さについて伝えるなど、普及啓発しました。

学校では、各教科や特別活動、給食（食事）の時間等に、朝食の大切さやよりよい食事のとり方等について、食に関する指導を行いました。また、子どもたちが農作物を栽培するなどの体験学習等を通して食べ物に関心を持ち、食べようとする意欲を持てるよう取組を行いました。

区役所保健福祉センターでは、朝食をバランス良くとる習慣を身につけるために、中学校や高等学校への出前食育講座等で、生徒各自が健全な食生活を実践できるよう支援しました。また、生活習慣の基礎ができる乳幼児期での離乳食・幼児食講座の中で、朝食の大切さについて普及啓発を行いました。

関係団体では、健康相談やイベント、食育講座等で朝食の大切さを伝えました。（取組事例参照）



### 目標3 食事バランスガイドを広めよう活用しよう

保育園では、「食事バランスガイド」を使用して子どもにバランスの良い食べ方を伝えています。また地域に向けた子育て支援において、「食事バランスガイド」を活用した講座を行いました。

学校では、「食事バランスガイド」について家庭への啓発活動を行いました。

また、中学校と区役所保健福祉センターが連携し「食事バランスガイド」を活用した食に関する指導を行いました。

区役所保健福祉センターでは、食育キャンペーンやイベントでの普及啓発をはじめ、各種食育講座の中で、「食事バランスガイド」を媒体としてバランスの良い食事のとり方の知識を普及しました。

関係団体では、対象に合わせてゲーム等を媒体として周知と活用方法の普及啓発をしました。  
(取組事例参照)



### 目標4 伝えよう広めよう食の情報・活動

保育園では、毎月給食だよりを発行して保護者に向けて食に関する情報を提供しています。また子育て支援の取組として、地域の親子を対象とした離乳食の相談や保育園ならではの講座を実施し、食生活の改善につながる取組を行いました。

学校では、家庭や地域に向けて学校便りや講習会等の様々な機会を通して食に関する情報を発信しました。また、教育委員会では、「ぴったり my 弁当をつくろう (中学校編)」を作成するとともに、市のホームページでも食に関する情報提供を行いました。

区役所保健福祉センターでは、関係団体と連携してイベントや講演会の場面、リーフレットの配布を通して食に関する情報提供を行いました。また、「備蓄のすすめ」のリーフレットを作成・配布し、平常時（平時）からの食の備えの大切さについて普及啓発を行いました。

関係団体では、地域の農産物を普及する活動や、農業体験、野菜の摂取を促す取組等の取組をしました。(取組事例参照)



## (2) 連携体制づくりに向けた取組

食育を市民運動として推進するためには、食育の実施主体となる関係団体の推進体制作りが重要です。

市の食育推進に関しては、学識経験者、食育に関連する地域団体の代表者、市民等で構成される「川崎市食育推進会議」において、食育推進についての具体的な展開やその進捗状況の把握、重要課題について検討しています。

各区では、食育に関連する地域団体の代表者、市民等で構成される「区食育推進分科会」において、区の特徴を活かした食育に取り組み、連携体制を構築しています。

### 川崎市食育推進会議での取組

#### (1) 第2期計画の進捗管理

- ・「川崎市の食育の現状と意識に関する調査」の実施（平成24年度）

#### (2) 第2期計画の推進

- ・共通テーマの検討
- ・関係機関が連携した事業の取組

#### (3) 第3期計画策定

- ・第2期計画の評価を踏まえた第3期計画の策定

#### 【共通テーマ】

第2期計画では、重点的に取り組むテーマを「食を共にすること」（共食）としました。ポスター・カレンダー・のぼり旗を作成し、保育園・幼稚園・学校・区役所保健福祉センター及び関係団体等での普及啓発を図りました。



### 【連携による事業例①】

「お口の健康フェア」は、歯と口の健康週間に、歯とお口の健康について学ぶ機会として毎年開催されています。お口の健康は食との関連もあることから、栄養相談や野菜計りゲームなどの食育コーナーを出展し、食に関する情報提供をしました。

連携団体：川崎市歯科医師会、川崎市栄養士会、川崎市食生活改善推進員連絡協議会 他



### 【連携による事業例②】

「ファミリー食育クッキング教室&農業体験」では、農業体験と収穫した野菜の調理を組み合わせ、食への関心を高めました。

連携団体：セレサ川崎農業協同組合  
東京ガス、神奈川新聞



### 【連携による事業例③】

内閣府主催の「第7回食育推進全国大会」(パシフィコ横浜にて)では、川崎市、栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会がブースを出展し、トマトの折り紙や、パネル展示、野菜計りゲームなどで食育の普及啓発を図りました。

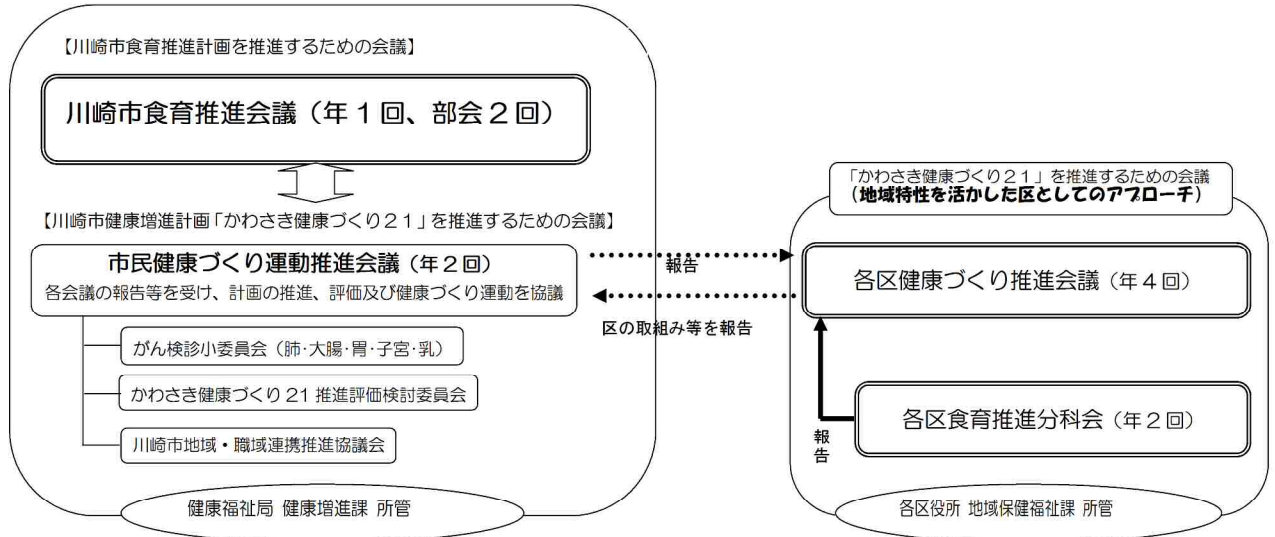
連携団体：川崎市栄養士会、川崎市食生活改善推進員連絡協議会



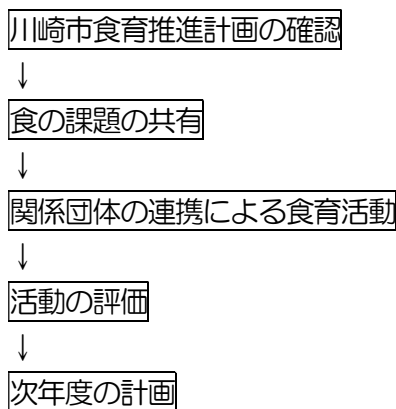
## 食育推進分科会での取組（各区役所保健福祉センター）～食を通したネットワーク作り～

各区で「かわさき健康づくり21」と連動させながら食育を推進していくために、平成20年度から各区の「健康づくり推進会議」の下部組織として食育推進分科会が設置され、区の特徴を生かした食育の推進に取り組んでいます。

### 【健康づくり会議の体系図】



### ＜食育推進分科会の取組みの流れ＞



### ＜食育推進分科会構成メンバー＞

保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・栄養士会・食品衛生協会・食生活改善推進員・運動普及推進員・企業・NPO法人・病院・PTA・地域生産者・一般市民（食育を推進している関係団体）・地域子育て支援センター等（区によって構成員は異なります）

### ＜開催回数＞

会議（年2回）・食育交流会

### ＜食育推進分科会の成果＞

- ・管内の食育を推進している関係団体等が市の食育推進計画について理解し、共通認識を持つことができました。
- ・それぞれの団体から日頃の活動を通してみえた地域の食の課題を出し合い、ライフステージごと、職域ごとに異なる課題を共有することができました。
- ・複数の参加団体が食をテーマとしたイベントや講座に参画することで、より幅の広い内容で実施できました。

## 【川崎区の取組】 こども文化センターでの食育出前講座

テーマを「小学生への食育」とし、分科会の企画、運営でこども文化センターでの出前講座を開催しました。

分科会委員が「味覚体験」、「うまみの話」、「ジュースの糖分摂り過ぎ注意」、「夏野菜実験」等の講話をし、その後、調理実習をしました。

高校生生徒の手作りによる「うさぎのみみちゃん食育講話」や紙芝居もありました。

委員の協働により、高校生や企業など多様な分野からの働きかけができました。高校生が伝えることで、参加した子どもは親近感を持ち理解が深まり、高校生も教える立場となることで学びが深まりました。



## 【幸区の取組】 食育フェア（食育交流会）

テーマを「未就学児とその親への食育」とし、分科会の企画、運営でこども文化センターを会場に食育フェアを開催しました。

「家族と一緒に食を楽しもう」をテーマに試食やゲームなどを楽しみながら食生活を通じた健康づくりについて考えるイベントです。味覚体験ゲーム、野菜あてクイズ、幸区で採れた野菜を使った手づくりおやつなどいろいろなコーナーがあり、150名近い親子が楽しみました。

地元でとれた野菜を知ったり、地域で活動するボランティア団体との交流など、食を通して地域とのつながりをつくることができました。



味覚体験の様子



幸区で採れた野菜

**【中原区の取組】**  
**食育交流会**

なかはら子ども未来フェスタの中で食育交流会を実施しました。

中原区食育推進分科会の紹介（パネル展示）、中原区で実施している食育活動の紹介（パネル展示・レシピ・健康情報等）、食材あてクイズ（野菜のおなか・魚の漢字クイズ）、マグロ身長大写真展示を行いました。

今後は食育推進分科会委員とともに紙芝居やエプロンシアターなども取り入れ、より食の情報発信を充実させていく予定です。

＜活動紹介＞



＜マグロ等身大写真＞



**【高津区の取組】**  
**食育月間の取組**

☆パネル展示「こんな食育やっています」

平成 23 年 6 月 13 日～17 日

区役所 1 階で各団体の食育事例の紹介をしました。

☆食育交流会

平成 23 年 6 月 17 日：取組発表、情報交換、

平成 25 年 6 月 24 日：講話、事例発表、試食、食育のゲーム、グループワーク、朝食レシピ集配布



パネル展示

これからも連携して  
食育をすすめて  
いきたい

楽しい内容で  
交流になった



食育交流会

地域から家庭へ  
子どもへつな  
げていきたい

食育ゲームや  
朝食レシピ、活動に  
取り入れたい



朝食レシピ集



食育事例集

食育事例集

高津区の食育活動をまとめ、平成 24 年 2 月に発行しました。

## 【宮前区取組】

### 宮前区食育交流会

食育分科会所属団体の主催で、団体メンバーや区民を対象とした交流会を開催しました。

- ①講演会 神奈川工科大学の饗場直美先生に、それぞれの立場からの活動がすべてのライフステージへの食育につながるお話で、活動に対する自信やより一層のやる気につながりました。
- ②食育の取組紹介 各団体が様々なライフステージを対象にどのような取組をしているのか知るよい機会となりました。
- ③試食・グループワーク 宮前区産の野菜を使った「せんべい汁」と「わが家の手作りにこにこまんじゅう」を食べながら話し合いました。とても盛り上がり、時間の都合で終了するのが残念でした。食育に対する熱い思いの共有や情報交換ができ、区内の食育がますます発展していくことが期待されます。



第1回みやまえC級グルメコンテスト

グランプリ作品

『わが家の手作りにこにこまんじゅう』

## 【多摩区取組】

### 食育の秋 in よみうりランド

#### ～里芋掘りと芋煮会～



食育推進分科会において、「『流通・生産・消費』を絡めた食育体験イベントができないか」との意見で、企画された収穫体験イベント。



よみうりランド、地域農家さん、セレサ川崎農業協同組合菅支店、菅町会と協働で企画をし、当日は、食生活改善推進員、セレサ川崎農業協同組合女性部菅支部、明治大学農学部の学生がボランティアとして加わり、地域の人材・資源を活用し、他団体と連携した食育を行っています。

「食を通じて、コミュニケーションを図る」という場を提供でき、体験していただくことができました。



## 【麻生区の取組】

### 麻生区の地場野菜を通して食文化を伝える取組



平成 23、24 年度は行政からの食育に関する情報の提供や分科会委員の所属する団体の活動の報告等、委員同士の情報交換及び交流を中心に会議を行ってきました。

会議を重ねる中で、委員同士お互いの活動への理解が深まり、「次は区民に食育を推進していこう！」という気持ちが高まりました。

平成 25 年度は「麻生区の食文化」をテーマに食育交流会と小冊子の作成を実施しました。

食育交流会では、委員による「麻生区の食文化に関する講話」と「麻生区の地場野菜を使った調理実習」を行いました。

小冊子は、麻生区の食文化に関するコラムや、地場野菜を使用したレシピ等、麻生区の食文化について広く普及啓発できる内容としています。

食育交流会や小冊子を通じて、若い世代にも麻生区の食文化について興味を持つきっかけになるよう委員と共に取り組んでいます。





## 2 第2期計画の期間における取組の評価

### (1) 目標の達成状況

#### 目標1 「食卓での団らんの機会を増やそう」

家族と一緒に食事をする人を増やす

現状：毎日家族と一緒に食事をしている人

H21 39.8% → H24 48.2%\*

「毎日家族と一緒に食事をしている人」の割合は、増加していました。

#### 目標2 「朝食にもおかずや野菜を食べよう」

朝食で主食・副菜・主菜をそろえて食べる人を増やす

現状：朝食で主食・副菜・主菜を食べている人

H21 47.5% → H24 45.4%\*

「朝食で主食・副菜・主菜をそろえて食べている人」の割合は、減少していました。

#### 目標3 「食事バランスガイドを広めよう 活用しよう」

食事バランスガイドを参考にする人を増やす

現状：食事バランスガイドを参考にしている人

H18 16.5% → H24 24.1%\*

「食事バランスガイドを参考にしている人」の割合は、増加していました。

#### 目標4 「伝えよう 広めよう 食の情報・活動」

食育に関する活動や行動を行う人を増やす

現状：食育に関する活動や行動を行っている人

H18 42.9% → H24 38.3%\*

「食育に関する活動や行動を行う人」の割合は減少していました。

\* 出典「平成24年川崎市の食育の現状と意識に関する調査」

### (2) 第2期計画の成果

- 関係機関・団体・企業等との連携協力により、様々な機会をとらえて普及啓発活動を実施し、食育に取り組んだ結果、4つの目標のうち2項目で改善がみられました。
- また、関係機関・団体・企業等との連携体制づくりにより、食育に取り組む団体が活動範囲を拡大するなど、地域の中で食育が活発に行われるようになりました。

## 【その他の市民の意識調査結果】

資料編 「平成24年川崎市の食育の現状と意識に関する調査」 参照

### (1) 食生活と健康

- 朝食の摂取について、全体で「毎日食べる」と答えた人は約8割でしたが、「毎日食べない」と答えた人の割合は、20歳代～30歳代男性で他の年代に比べて割合が高く、約2割でした。
- 朝食で主食・副菜・主菜を揃えている人の割合は、20歳代男性で2割弱、20歳代女性で3割弱と若い世代ほど割合が低い現状にあります。
- 肥満とやせについては、男性の肥満（BMI 25.0以上）は40歳代、50歳代で他の年代よりも割合が高く、3割を超えています。
- 女性のやせ（BMI 18.5未満）は20歳代、30歳代で約2割で、40歳代以降と比較して割合が高くなっています。

### (2) 「食を共にすること」に関する現状

- 毎日家族と一緒に食事をする人は5割弱でした。
- 家族以外との食事は、「ほとんどない」が全体の5割を超えていました。
- 家族や友人、職場の人等と一緒に食べる利点については、「楽しく食べることができる」が8割弱、「家族とのコミュニケーションを図ることができる」7割弱、「栄養バランスの良い食事を食べることができる」3割強、「規則正しい時間に食べることができる」が3割でした。
- 主食・副菜・主菜がそろった食事の回数が多い人は、少ない人に比べて家族とほとんど毎日一緒に食べる割合が高い傾向にありました。

### (3) 食をめぐる意識と実践

- 健康のためにできることでは、「よくかんでゆっくり食べる」・「減塩をする」・「脂っこい食事を避ける」・「食べすぎを避ける」・「運動、体を動かす」について、「既にできている」が2～3割、「するつもりがあり、頑張ればできる」「するつもりがあるが自信がない」を合わせて6～7割であり、するつもりがあるがまだ実行に移していない人の割合が多い結果となっています。

- 食育に関する活動・行動を「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」を合わせて4割弱でした。一方で、「したいと思っているが実際にはしていない」が2割強となっています。
- 食の安全・安心への関心度については、食中毒について関心をもつ人が最も多く約6割、次いで食品添加物5割強、放射性物質5割強でした。
- 食育をテーマに活動する団体（地域住民で組織する団体、NPO法人、社会福祉協議会加盟団体等）を対象に、ここ2～3年で活動の回数や参加人数及び活動範囲の広がりについて聞いたところ、「活動回数が増加した」約3割、「参加人数が増加した」4割強、「活動の場が増加した」約3割、「対象とする活動内容・テーマの範囲が増加した」は4割強でした。
- 食育活動に取り組むことによる対象者（参加者）の意識や行動に変化については、対象者（参加者）の意識や行動に「変化があった」約5割、「変化なし」2割弱でした。

#### <「食育に関する活動・行動」についてのアンケート結果>

- イベントや講座等の参加者255人を対象に、「市民の食への関心を高めるためには、どんなきっかけがあるとよいと思うか」を複数回答でたずねたところ、「イベントの開催」6割強、「食に関する情報提供」5割強、「川崎産農産物のPR」3割強、「店舗でのポスター掲示やパンフレットの配布」約2割でした。

（食に関する情報提供の内容は、おすすめレシピの配布7割弱、講座の案内4割強、食育の取組をしている団体の情報提供約3割でした。）

### 3 第3期計画に向けての課題

#### <課題1 食を共にすることについて>

- ・市民の実態調査からは、家族や友人と一緒に食事をしている人は、食事を楽しく感じ、食事内容のバランスが良く、体調も良い傾向がみられました。また、ひとりで食べる子どもでは、心やからだの不調を感じる割合が多いという報告があります。これらのことから、今後も引き続き、<sup>きょうしょく</sup>共食（食を共にすること）を推進していくことが必要です。

#### <課題2 生活習慣病の予防につながる食育について>

- ・肥満や生活習慣病の多くは脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食などの食習慣の乱れに起因していますが、市民の実態調査からは、特に20歳代～30歳代の若い世代に栄養の偏りが多い傾向がみられました。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であることから、子どもの頃からの健全な食生活を確立するための食育が大切です。
- ・「食べ過ぎないようにする」「減塩をする」などの健康づくりの実践について、意識は高いが行動には結びつきにくい傾向がみられたことから、意識を行動に結びけられるようなきっかけ作りが必要です。

#### <課題3 食育に関する活動・行動について>

- ・食育を市民運動として推進し、成果をあげるためには市民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要です。食育に関する活動・行動について、「したいと思っているが実際にはしていない」と回答した人が2割強いることから、情報提供の方法を検討する必要があります。

# 川崎市における食育の推進

食育に取り組もう

日本型食生活の実践

広めよう食事

ドイツスタイル

主食

副菜

主菜

牛乳

果物

食育推進会議  
区食育分科会



麻生区

多摩区

宮前区

高津区

中原区

幸区

川崎区

## Ⅲ 第3期川崎市食育推進計画の基本方針

---

# 1 基本理念

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「※健康都市かわさき」の実現をめざします。

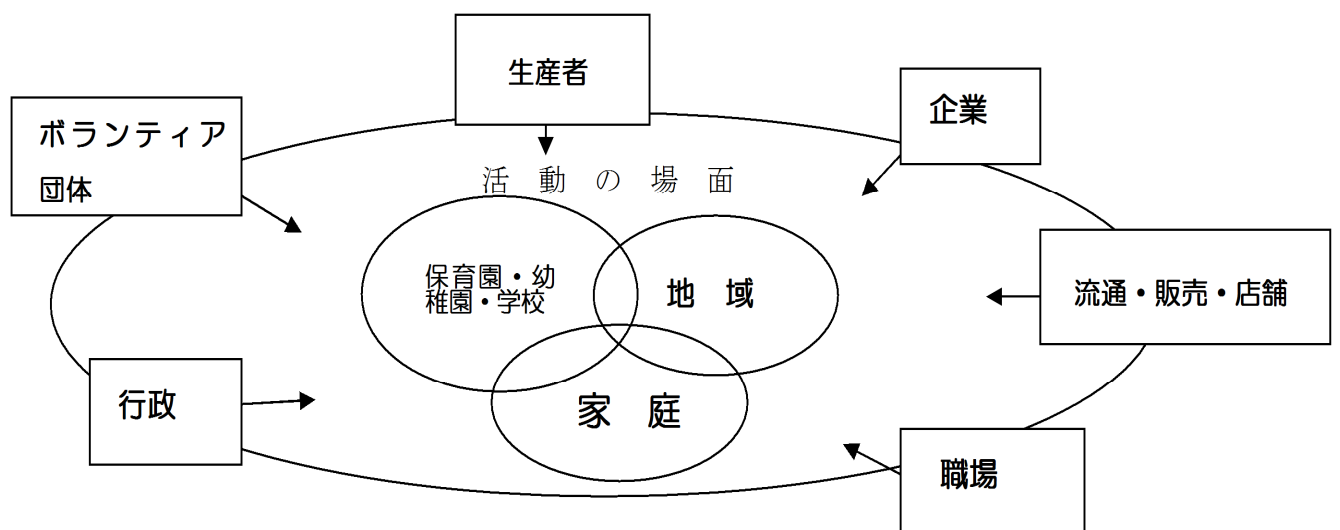
※平成9年3月「かわさき健康都市宣言」

# 2 基本方針

第1期・第2期計画を継承し、豊かな人間性を育み健全な食生活を実践していけるよう、関係機関・団体・企業等との、より緊密な連携協力を図りながら食育の取組を推進します。

# 3 地域での推進体制

関係機関・団体・企業等が緊密な連携を図りながら「家庭」「保育園・幼稚園・学校」「地域」等の場において食育の推進を図ります。



## 4 団体の取組

川崎市食育推進計画に基づき、食に関連する機関・団体・企業等によって様々な食育の取組が行われています。食育推進会議の構成団体及び行政による主な取組内容は以下のとおりです。

【各団体・企業等】

団体名	主な取組内容
(公社)川崎市医師会	乳幼児健康診査事業等
(公社)川崎市歯科医師会	お口の健康フェア等
(公社)川崎市看護協会	かわさき看護フェスティバル等
川崎市栄養士会	親子クッキング教室、健康講座等
(公社)川崎市幼稚園協会	保護者や教員に向けた研修等
(一社)川崎市食品衛生協会	食品衛生講習会等
セレサ川崎農業協同組合	農業体験学習等
東京ガス株式会社川崎支店	食育セミナー、教室等
川崎市食生活改善推進員連絡協議会	各種料理教室、キャンペーン等
川崎市PTA連絡協議会	食育推進コンテスト、広報誌等
日本チェーンストア協会関東支部	店舗での情報提供、体験ツアー
味の素株式会社川崎事業所	味覚体験、川崎工場見学等
神奈川・食育をすすめる会	店舗からの情報の発信等
川崎市消費者の会	料理教室等

【行政】

局	主な取組内容
市民・子ども局	乳幼児への地域支援・成人の日の普及啓発
経済労働局	くらしのセミナー・地産地消の推進・親子食育講座等
環境局	地球にやさしい「エコクッキング」講座等
教育委員会	学校における食育・家庭、地域との連携
健康福祉局	食育推進事業・食育協議会の開催
各区役所	保育園における地域支援、食の安全性確保のための監視指導、区の特性を生かした食育、食と健康教室、食育講演会、幼稚園への出前講座等



## 5 取組体系図

3つの基本目標と、それぞれに取組の方向性を設定し、具体的な取組を推進していきます。

### 【基本目標】

楽しい食事ではぐくむ

「みんなで楽しく食べましょう」

元気な体をつくる

「生活リズムを整え、栄養バランスを考えた食事を」

食を通して地域の  
つながりをつくる

「伝えよう広めよう食の情報・活動」

### 【取組の方向性】

- 食を通じたコミュニケーションの推進
- 食を大切にする心の育成
- 食文化や日本型食生活への理解の推進

- 健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供
- 規則正しい生活習慣の定着に向けた取組
- 食の安全性に関する正しい知識の習得

- 食に関するボランティア活動等への支援
- 行政、関係団体等とのネットワークづくり
- 食に関する情報の提供

推進団体・行政の取組

## 6 基本目標

第3期計画の取組としては、近年希薄化している家庭や地域のつながりを、「共食」の推進で強化していきます。

また、食生活改善推進員をはじめとした食に関する市民活動の担い手の拡充や、中学校給食など食育に接する活動の場の拡大を図りながら、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進します。

### (1) 基本目標とキャッチフレーズ

「健全な食生活」とは、バランスよく規則正しい食事で健康な体を作ることだけでなく、「食文化」「食のコミュニケーション」「食環境」を含む幅広い意味を持ちます。また、食に関する活動をすることや、地元でとれる食材を使うことなど、地域とのつながりにも関連しています。

食に関する様々な課題を解決し「健全な食生活」を実践していくために、3つの基本目標を設定するとともに、目標をわかりやすく伝えるために、キャッチフレーズ（「」をつけています。

#### 目標1

〈基本目標〉 楽しい食事で心をはぐくむ

〈キャッチフレーズ〉 「みんなで楽しく食べましょう」

- ・家族や仲間と一緒に食べる
- ・食事のマナーを身につける
- ・自然や食に関わる人への感謝の気持ちを養う
- ・食事づくりにかかわる
- ・食文化の伝承をする

#### 目標2

〈基本目標〉 元気な体をつくる

〈キャッチフレーズ〉 「生活リズムを整え、栄養バランスを考えた食事を」

- ・子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につける
- ・健やかな食生活のリズムを身につける
- ・栄養バランスの良い食事をとる
- ・よくかんで味わって食べる
- ・食の安全性についての知識を身につける

#### 目標3

〈基本目標〉 食を通して地域のつながりをつくる

〈キャッチフレーズ〉 「伝えよう 広めよう 食の情報・活動」

- ・食に関心を持つ
- ・地域の産物・旬の食べ物を知る
- ・食に関する地域での活動に参加する

食育で実践していきたい内容をそれぞれの基本目標ごとに整理しました。

## 基本目標1 「楽しい食事で心をはぐくむ」

### ●家族や仲間と一緒に食べる

家族や仲間と食事を共にすること（共食<sup>きょうしょく</sup>）は、食の楽しさを実感するとともに、食事のマナーや「いただきます」「ごちそうさま」などの食事の挨拶を身につけることにつながります。小さい子どもにとっては、家族との食事が、食に対する興味や意欲、喜びにつながっています。単身世帯が増加していることから、家庭だけでなく、地域での共食を推進することが重要です。

### ●食事のマナーを身につける

家族や仲間と食の場を共有することで、食事のあいさつや姿勢など、気持ちよく食事をするためのマナーが身につきます。食事を楽しく食べるための態度や決まりを守ることが、人に対する思いやりの心につながっていきます。

### ●自然や食に関わる人への感謝の気持ちを養う

食料を簡単に手に入れることができる一方、農林水産業などの食料の生産や加工の場面に触れる機会が減少する中、食という行為が他の動植物の尊い命を受け継ぐことであること、また、食生活が多くの人々の努力や苦勞に支えられていることを実感しにくくなっています。様々な体験活動を通じて、食に対する感謝の気持ちや理解を深め、食を大切にすることを育てます。

### ●食事づくりにかかわる

生活の多忙化や、利便さなどから、外食や持ち帰り惣菜などのいわゆる「中食<sup>なかしょく</sup>」の利用など食の外部化が進んでいます。料理を作ることは、食材の特徴や調理方法、盛り付けなどの雰囲気づくりなどを考え、家族で「何をつくろうか?」「おいしかったね」といった話し合いや味わう喜びにもつながっています。

男女を問わず、簡単な料理であれば自分で作れるよう、基礎的な調理ができる知識と技術を身につけることが大切です。

### ●食文化の伝承をする

郷土料理や行事食などの伝統的な日本の料理を知ることは、食文化の理解につながります。さらに川崎の地場産物「かわさきそだち」を活かし、旬の食材や地域とのつながりについての関心を高めていきます。

## 基本目標2 「元気な体をつくる」

### ●子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につける

健康と食生活や生活習慣との関連を理解し、規則正しい食生活、適度に体を動かすことや睡眠をしっかりとるなどの基礎的な生活習慣を身につけていきます。

### ●健やかな食生活のリズムを身につける

1日3回の食事を規則正しく食べることが基本であり、特に朝食は1日の始まりの食事として欠かさず食べることが必要です。生活のリズムが整った規則正しい食習慣を身につけ、実践できるようにします。

### ●栄養バランスの良い食事をとる

栄養バランスのよい食事をとることで、体に必要な栄養がとれることを理解し、食事バランスガイド等を活用しながら、主食・主菜・副菜のそろった食事を実践します。

### ●よくかんで味わって食べる

食事に時間をかけ、ゆっくり食べることは心のゆとりにつながります。また、ゆっくりよくかむことは消化を促進し太りすぎを防ぐ効果があることを理解し、実践することが大切です。味の基本となる「甘味」「苦味」「酸味」「塩味」「旨味」などを五感を使って味わうことが豊かな食生活につながります。

### ●食の安全性についての知識を身につける

食の安全性に関する正しい知識を普及し、食品を適切に取り扱い、表示を見て食品を選ぶ習慣を身につけるための取組をします。

## 基本目標3 「食を通して地域のつながりをつくる」

### ●食に関心を持つ

「食事のバランス」「食品の安全性」「地場産物」など、食に関する様々な事柄への関心を深めます。

### ●地域の産物・旬の食べ物を知る

食の生産現場の見学や農業体験などを通して、農業への理解を深めます。また、川崎の地場産物「かわさきそだち」を通して地域とのつながりや地産地消、食料事情のことなどについての関心を持ってもらいます。

### ●食に関する地域での活動に参加する

イベントや講座、ボランティア活動など、食に関連する地域での活動内容を知り、参加することで、食への理解を深めるとともに、地域とのつながりをつくります。

## 7 取組の方向性と具体的な取組

基本目標1「楽しい食事ではぐくむ」のための具体的な取組

- 取組の方向性 「食を通したコミュニケーションの推進」  
「食を大切にする心の育成」  
「食文化や日本型食生活への理解の推進」

### <食を通したコミュニケーションの推進>

- 学校や保育所などの給食の場、地域の会食会など、様々な機会を通じて食を通したコミュニケーションを推進します。

主な取組	内容	実施機関
給食やお弁当を通した子どもへの食育	・保育園・学校での給食や幼稚園でのお弁当を仲間と一緒に食べることで食べる楽しさを味わい、マナーを身につける	市民・こども局、保育園、幼稚園、教育委員会
親子食育講座	・乳幼児や小学生とその保護者が対象で、調理実習や食材に触れる体験	区役所、栄養士会、食生活改善推進員、東京ガス
男性料理教室	・中高年男性を対象とした食の自立と仲間づくり	区役所、食生活改善推進員

#### <取組例> 保育園の給食

保育園では、季節を感じる一汁二菜を基本とした献立から、健やかに成長し健康を維持するためにバランス良く食べることの大切さを伝えています。また、五感を通じた色々な食体験は、食への興味関心をさらに広げることにつながり、保育者や友だちと給食を一緒に楽しく食べることで望ましい食習慣を身につけながら、豊かな食生活を育みます。



#### <取組例> 親子料理教室

親子で一緒に簡単な料理を作り、栄養のバランスのとれた食事の大切さを伝えると共に、食事を作る過程で食材や調理方法について学んだり、一緒に作ることの楽しさを経験する機会となっています。

各区で夏休み、冬休みなどの機会に開催しています。



## <食を大切に作る心の育成>

●農業体験や市場の見学などを通して、自然や生産者への感謝の気持ちをはぐくみます。

主な取組	内容	実施機関
保育園・学校・幼稚園での食農教育	・野菜や果物等の栽培・収穫・調理体験	市民・こども局、保育園、幼稚園、教育委員会、農業協同組合
農業を体験する機会の提供	・野菜、果樹等の農作物の栽培や収穫体験 ・体験型農園を農業者が開設することの支援 ・川崎市市民農園の開設・運営 ・農業者等による農業を体験する場の運営	経済労働局 農業協同組合
地場産の食材に関する情報提供	・かわさき地産地消フェア等による川崎の農業の紹介や販売	経済労働局
食材に触れる機会の提供	・夏休み親子食育講座での市場見学と、その食材を使った料理講座	経済労働局 教育委員会
地場産への関心を高める取組	・地場産の食材を使ったグルメコンテストの開催	区役所

### <取組例> ファーマーズクラブの実施

ファーマーズクラブは、市民と農業青年（農業後継者）が農業体験（栽培、収穫体験など）を通して交流し、互いの生活環境や営農環境を考え理解し、都市農業の活性化を図ることを目的として

います。参加者からは、農作業を楽しむ声のほか、食の安全や地元食材への興味、食に感謝する声もあり、都市農業を身近に感じ、農業や食への関心を深める機会となりました。



●環境に配慮した食生活への理解を深めるために、生ごみのリサイクルや、食材を無駄にしない調理方法を学ぶ取組を推進しています。

主な取組	内容	実施機関
生ごみ等リサイクルの推進	・小学校等公共施設から出される生ごみを回収して堆肥等に処理する事業	環境局 教育委員会
無駄のない調理方法の普及	・環境に配慮した調理方法「エコ・クッキング」を学ぶ	環境局、東京ガス
保育園や学校での食育推進	・生ゴミからできた堆肥を使った野菜の栽培、収穫、水の使用量やごみの量を最小限におさえた調理	市民・こども局 教育委員会

## <食文化や日本型食生活への理解の推進>

●保育園や学校では給食の献立に行事食や旬の食材、地域の産物を取り入れています。

地域では、行事食を献立に取り入れた食育活動や、諸外国の食文化を伝えるイベント等を実施しています。

また、※日本型食生活の実践に向けて、食事バランスガイド等の普及啓発を行っています。

主な取組	内容	実施機関
給食を通した食育	・行事食や伝統食等を取り入れた給食	市民・こども局、保育園、教育委員会
我が家の自慢料理の紹介	・かながわ県産品を使用した家庭料理の募集・紹介	教育委員会
世界の料理を作って話そう ～〇〇〇料理編	・海外の伝統料理や家庭料理の調理と食文化を学ぶ講演を通じて世界の国との文化の理解を図る。	総務局
インターナショナル・フェスティバル in カワサキ	・民間交流団体、学校、商店街、町内会等が各種イベント等を通して交流を図る	総務局
行事や催しもの、講習会等での行事食や地場産物を使用した料理の紹介	・行事食や地場産物を使用した料理の紹介	区役所、栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会
食生活講座	・食事バランスガイドの理解の推進	区役所
味覚教室	・だしの「うま味」を通した和食の推進	味の素

### ※日本型食生活

日本の気候風土に適した米(ごはん)などの主食を中心に、魚や肉などの主菜、野菜、海藻、いも類などの副菜など、多様なおかずを組み合わせる食べる食生活のことをいいます。栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいるのが特徴です。食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた食文化の継承にもつながります。

### <取組例> 学校給食での食文化の伝承

#### 「かながわ産品学校給食デー」

神奈川県内産の米、ひじき、牛乳、大根、小松菜、みそを使用した献立〈ひじきごはん、牛乳、めかじきのつけ揚げ、みそ汁〉



#### 「なら茶めし」

江戸時代の頃、東海道川崎宿の名物となった食べ物で、川崎の郷土料理として取り上げた献立〈なら茶めし、ごま塩、牛乳、おでん、キャベツのおかかあえ、みかん〉



## 基本目標2「元気な体をつくる」のための具体的な取組

取組の方向性「健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供」

「規則正しい生活習慣の定着に向けた取組」

「食の安全性に関する正しい知識の習得」

### <健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供>

●生きる上での基本である食育は、子どもに限らず、全ライフステージにわたり必要なことです。それぞれのライフステージに必要な食育の取組を推進していきます。

主な取組	内容	実施機関
妊産婦の食事についての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級での妊娠中の食事や育児の学習</li> <li>・調理実習を交えて学ぶマタニティクッキングの開催</li> </ul>	医師会、看護協会 区役所
乳幼児の食事についての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査</li> <li>各種相談事業(育児相談等)成長発達の確認・離乳食や幼児食の進め方</li> <li>・歯科保健事業</li> <li>歯科健診・歯科相談等</li> <li>・食と健康教室</li> <li>(離乳食教室・幼児食教室)望ましい食習慣・離乳食の進め方についての学習</li> <li>・「川崎市の保育園食育指針」の推進</li> <li>保育園の園庭開放や育児相談子育て支援講座等の開催</li> <li>ホームページでの保育園の献立や食育の情報提供</li> </ul>	医師会、歯科医師会 看護協会、市民・こども局、保育園、区役所
学校における食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食に関する指導」の推進</li> <li>・食をテーマとした講習会等</li> </ul>	教育委員会、区役所、 栄養士会
青少年の健全育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成人の日を祝うつどい」におけるパンフレットや動画の放映等での食育の普及啓発</li> </ul>	市民・こども局、健康福祉局
健康づくり普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり教室・健康関連イベント・健康教育等</li> </ul>	看護協会、健康福祉局、区役所、栄養士会
生活習慣病予防の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病予防のための相談や講座等の開催</li> </ul>	看護協会、栄養士会、健康福祉局、区役所
特定給食施設指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食を通した利用者の健康増進を目的に、施設への巡回指導や講演会等を行う</li> </ul>	健康福祉局 区役所
高齢者の栄養改善を目的とした支援や適切な食べ方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業</li> <li>栄養教育や調理実習等</li> </ul>	看護協会、健康福祉局、区役所、栄養士会



<取組例> 学校での取組

学校では、学校給食（食事）の時間や各教科等で「学校における食に関する指導プラン <小学校・中学校>」等を活用し、教育活動全体を通じて食に関する指導を行っています。



授業の様子

<取組例> 介護予防事業

高齢者が健全な食生活により、自立した日常生活をしながら、生き生きと生活できるように各区で様々な講習会や調理実習の教室などを開催しています。

低栄養を予防するための講習会や男性のための料理教室の他、口腔や体重の状況を把握し改善をしていく栄養口腔改善教室などを実施し、高齢者の方々の健康の保持増進に取り組んでいます。



会食会ボランティア従事者への講習会



薄味で家でも作れる男性料理メニュー

<規則正しい生活習慣の定着に向けた取組>

●保育園や学校での食育を始め、健康診査や健康づくり事業により乳幼児からの規則正しい生活リズムを身につけ、食生活だけでなく運動や休養などを含めた望ましい生活習慣の定着を図ります。

主な取組	内容	実施機関
乳幼児の食事についての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査</li> <li>・各種相談事業(育児相談等)成長発達の確認・離乳食や幼児食の進め方</li> <li>・食と健康教室(離乳食教室・幼児食教室)</li> <li>・望ましい食習慣・離乳食の進め方についての学習</li> <li>・保育園における食育の推進</li> <li>・「川崎市の保育園食育指針」の推進</li> </ul>	医師会 歯科医師会 区役所 市民・こども局
学校における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での「食に関する指導」の推進</li> </ul>	教育委員会
健康づくりの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり教室・健康関連イベント・健康教育等</li> </ul>	健康福祉局 区役所

<取組例> 離乳食教室

離乳食は食べ方の基礎を育む大切な時期です。

区役所保健福祉センターでは離乳食に対する不安を減らし、自信を持って子育てができるよう、毎月離乳食教室を開催しています。内容は講話と個別相談等です。

また視覚的にわかりやすく伝えられるよう、試食や展示など様々な内容を取り入れています。



試食



展示

## <食の安全性に関する正しい知識の習得>

- 食に関する情報が氾濫している中で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要です。
- 食中毒への正しい理解や、食品表示の活用方法の普及啓発など、情報提供を図っていきます。

主な取組	内容	実施機関
食品の安全性に関する知識の普及及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌の発行</li> <li>・リーフレットや啓発物の配布</li> <li>・出前講座による消費生活に関する講座</li> <li>・食品の安全性に関する相談</li> </ul>	経済労働局 食品衛生協会 健康福祉局 区役所
食品の安全性確保のための監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品営業施設、給食施設を対象とした監視指導</li> </ul>	健康福祉局 区役所
川崎市労働情報の発行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者に係る様々な情報提供、健全な労働環境のための月刊誌の発行</li> </ul>	経済労働局
食品表示の正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容の適正化と正しく理解してもらうための普及啓発</li> </ul>	健康福祉局 区役所

## <取組例> リーフレット「食品の備蓄のすすめ」の作成・配布

災害時の食の備えについて、リーフレットを作成し、区役所保健福祉センター等で配布することで普及啓発を行いました。



## 基本目標3「食を通して地域のつながりをつくる」のための具体的な取組

取組の方向性「食に関するボランティア活動等への支援」

「行政、関係団体等とのネットワークづくり」

「食に関する情報の提供」

### <食に関するボランティア活動等への支援>

●食に関する活動をしている団体の活動支援等を実施し、食育の推進を図ります。

主な取組	内容	実施機関
食生活改善をテーマとした健康づくりのボランティアの養成	・食生活改善推進員養成教室 市民を対象として公募し食に関する知識等を学ぶ ・地区組織活動 食生活改善推進員等による地域における健全な食生活の普及啓発	健康福祉局、区役所、食生活改善推進員
会食会の支援	・社会福祉協議会で実施している高齢者の会食会への支援	区役所、社会福祉協議会
障がい者の自立支援	・「焼きたてパン販売 パン工房めいぼう」において、障がいの方が作られたパンの販売場所の提供を行い、障がい者の雇用、自立支援に繋がる活動と食とのつながり等への理解を深める。	市民・こども局

#### <取組例> 食に関するボランティアの養成

##### ●食生活改善推進員養成教室

食生活改善をテーマとした健康づくりのボランティアを養成するために、区役所保健福祉センターで毎年、「食生活改善推進員養成教室」を開催しています。教室では、調理実習や運動実技のほか、地域での活動の進め方について話し合う時間もあり、養成教室終了後は区ごとの協議会で地域での活動に参加する流れとなっています。



##### ●地区組織活動

食生活改善推進員養成教室終了後に、乳幼児から高齢者までの幅広い世代の市民を対象に、食生活改善をテーマとした健康づくりの活動を展開しています。



## <行政、関係団体等とのネットワークづくり>

●食育の推進は、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農業、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、民間団体やボランティア等、幅広い分野にわたる取り組みが求められています。食育に係る多様な関係者が、連携・協力してネットワークを築いていくことは、食育に関する施策の実効性を高めていく上から重要であり、その強化を図っています。

主な取組	内容	実施機関
食育を推進する関係団体のネットワークづくり	・市においては「食育推進会議」、区においては「食育推進分科会」を開催し、各関係機関・団体・企業等が連携を図る。	健康福祉局、区役所、医師会、歯科医師会、看護協会、教育委員会、保育課、保育園、PTA連絡協議会、栄養士会、食生活改善推進員、食品衛生協会、農業協同組合、幼稚園協会、東京ガス、消費者の会、日本チェーンストア協会関東支部、味の素、神奈川・食育をすすめる会等

### <取組例>

#### 川崎市食育推進会議

川崎市食育推進会議は、川崎市食育推進会議条例により設置されています。食育推進に係る各分野の代表で構成され、川崎市食育推進計画の作成と推進、食育の推進に関する重要事項の審議と施策の実施を推進しています。



## <食に関する情報の提供>

●毎年6月の食育月間及び毎月19日の食育の日をPRするとともに、イベントや講習会等ホームページ等で食に関する情報の提供を行います。

主な取組	内容	実施機関
食に関する情報の提供	・食育イベント、キャンペーン、栄養講習会等での健全な食生活の普及啓発	健康福祉局・区役所 保育課・保育園、幼稚園 教育委員会、大学、栄養士会、農業協同組合、食品衛生協会
食品販売業者、スーパーマーケット、飲食店との連携により、食に関わる場での情報提供	・店舗や施設内で、食生活情報や食事バランスガイドの活用方法などを発信	食品衛生協会 神奈川・食育をすすめる会、チェーンストア協会
川崎の地場産物についての情報提供	・学校や区役所、イベント等での市内産農産物「かわさきそだち」の普及啓発	経済労働局、教育委員会、区役所 農業協同組合

### <取組例>

市内産農産物「かわさきそだち」は川崎市内で生産される新鮮・安全・安心な農作物をより多くの方に知っていただくために作られた統一ブランドで、市内にある直売所等で販売しています。「農産物共同直売所マップ」は市ホームページや区役所でも配布しています。



【かわさきそだちのシンボルマーク】



【かわさきそだちPRキャラクター】

### <取組例>

毎月19日の食育の日に、区役所のロビーや駅の構内で「食育キャンペーン」を実施し「食事バランスガイド」等の普及啓発等を通して、食への関心を深める取組をしています。



## 8 ライフステージに応じた食育の取組

### (1) ライフステージに応じた食育目標

基本目標	ライフステージ	乳幼児期 (概ね0歳～6歳)	学童期 (概ね7歳～12歳)
		食べる意欲や望ましい食習慣の基礎を作り、食の体験を広げる	望ましい生活習慣を定着させ、食の学習や体験を通して食の大切さを理解する
楽しい食事で心をはぐくむ	家族や仲間と一緒に食べる	家族と一緒に食べることを習慣化する	
	食事のマナーを身につける	食事のときのあいさつ、マナーを身につける	
	自然や食に関わる人への感謝の気持ちを養う	自然や食べ物に触れる	食を大切にし、 農林水産漁業体験等を通して生産や流通
	食事づくりにかかわる	食事づくりの手伝いをする	調理等の基本を学ぶ
	食文化の継承をする	伝統料理を知る	食文化に
元気な体をつくる	子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につける	望ましい生活習慣を身につける	
	健やかな食生活のリズムを身につける	規則正しい食事のリズムを身につける	
	栄養バランスのよい食事をする	発育・発達に応じた食事をする 栄養バランスのよい食事の大切	
	よくかんで味わって食べる	かむ機能や味覚を育てる	
	食の安全性についての知識を身につける	食の安全性に関する正しい知識、選択力を身につける 食の安全性に関する正しい知識	
食を通して地域のつながりをつくる	食に関心を持つ	食に関する興味を持ち、食の大切さを認識する	
	地域の産物・旬の食べ物を知る	自然や食べ物に触れる	地域の産物・ 地域の産物、旬の食べ物を知っ
	食に関する地域での活動に参加する	地域と食のつながりや食に関する活動について知る	

思春期 (概ね13歳～19歳) 自立に向けた望ましい食習慣を確立	青年期 (概ね20歳～39歳) 健全な食生活を実践する	壮年期 (概ね40歳～64歳) 健全な食生活を実践し次世代へ伝える	高齢期 (概ね65歳以上) 食を通じた豊かな生活の実現、次世代へ食文化や食に関する知識や経験を伝える
家族や友人、地域の人と一緒に会話をしながら楽しく食事をする			
食事のマナーを実践する		次世代に食のマナーを伝える	
食べ残しや食品の廃棄を少なくする			
を学び、感謝の気持ちを養う		次世代に食に関する感謝の気持ちを伝える	
買い物や料理など食事づくりを実践する		食事づくりを実践しながら大切さを伝える	
ついて理解を深める		伝統食などの食文化を継承していく	
望ましい生活習慣を実践する			
規則正しく食事をする			
さを学ぶ		栄養バランスのよい食事をする	
		次世代に栄養バランスのよい食の大切さを伝える	
食べ物をおいしく食べるため、歯と口腔の健康を保ちよく噛んで食べる			
に基づいて、適切な取り扱いをする			
積極的に食に関する情報を得る			
旬の素材に興味を持つ		地域の産物・旬の素材を使い、地産地消を推進する	
て味わう			
食に関する活動に参加し、地域との交流や知識の習得につとめ、伝え広める			



(2)食育の取組総括表

取組内容	基本目標	取組の方向性	ライフステージ					
			乳幼児期 (0-6)	学童期 (7-12)	思春期 (13-19)	青年期 (20-39)	壮年期 (40-64)	高齢期 (65-)
給食やお弁当を通した子どもへの食育	1	1	○	○	○			
親子食育講座	1	1	○	○		○	○	
男性料理教室	1	1					○	○
農業を体験する機会の提供	1	2			○	○	○	○
地場産の食材に関する情報提供	1	2		○	○	○	○	○
食材に触れる機会の提供	1	2		○	○	○	○	○
地場産への関心を高める取組	1	2		○	○	○	○	○
生ごみ等リサイクルの推進	1	2		○	○	○	○	○
無駄のない調理方法の普及	1	2		○	○	○	○	○
我が家の自慢料理の紹介	1	3		○	○	○	○	○
世界の料理を作って話そう～○○○料理編～	1	3		○	○	○	○	○
インターナショナル・フェスティバルinカワサキ	1	3	○	○	○	○	○	○
行事や催しもの、講習会等での行事食や地場産物を使用した料理の紹介	1	3	○	○	○	○	○	○
食生活講座	1	3				○	○	○
妊産婦の食事についての支援	2	4				○		
青少年の健全育成への支援	2	4			○			
生活習慣病予防の取組	2	4				○	○	○
特定給食施設指導	2	4	○	○	○	○	○	○
高齢者の栄養改善を目的とした支援や適切な食べ方への支援	2	4						○
食品の安全性に関する知識の普及及び情報提供	2	6	○	○	○	○	○	○
食品の安全性確保のための監視指導	2	6	○	○	○	○	○	○

取組内容	基本目標	取組の方向性	ライフステージ					
			乳幼児期 (0-6)	学童期 (7-12)	思春期 (13-19)	青年期 (20-39)	壮年期 (40-64)	高齢期 (65-)
川崎市労働情報の発行事業	2	6				○	○	○
食品表示の正しい知識の普及	2	6			○	○	○	○
食生活改善をテーマとした健康づくりのボランティアの養成	3	7				○	○	○
会食会の支援	3	7					○	○
障がい者の自立支援	3	7			○	○	○	○
食育を推進する関係団体のネットワークづくり	3	8	○	○	○	○	○	○
食に関する情報の提供	3	9	○	○	○	○	○	○
食品販売業者、スーパーマーケット、飲食店との連携により、食に関わる場での情報提供	3	9	○	○	○	○	○	○
川崎の地場産物についての情報提供	3	9	○	○	○	○	○	○
保育園における食育の推進	1~3	1,2,3,4,5,6,9	○			○	○	
幼稚園における食育の推進	1~3	1,2,3,4,5,6,9	○			○	○	
学校における食育の推進	1~3	1,2,3,4,5,6,9		○	○	○	○	
乳幼児の食事についての支援	1,2	1~6	○			○	○	
健康づくりの普及啓発	2,3	1~9				○	○	○

<基本目標>

- 1 楽しい食事で心をはぐくむ
- 2 元気な体をつくる
- 3 食を通して地域のつながりをつくる

<取組の方向性>

- 1 食を通じたコミュニケーションの推進
- 2 食を大切に作る心の育成
- 3 食文化や日本型食生活への理解の推進
- 4 健康的な食のあり方を学ぶ機会の提供
- 5 規則正しい生活習慣の定着に向けた取組
- 6 食の安全性に関する正しい知識の習得
- 7 食に関するボランティア活動等への支援
- 8 行政、関係団体等とのネットワークづくり
- 9 食に関する情報の提供

## 9 目標達成のための評価指標

### 【目標1】 楽しい食事ではぐくむ

「みんなで楽しく食べましょう」

指 標	現状値	目標値
毎日家族と一緒に食事をする人の割合の増加	※1 48.2%	55.0%
友人・知人・同僚と週1回以上食事をする人の割合の増加	※1 44.0%	増加

### 【目標2】 元気な体をつくる

「生活リズムを整え、栄養バランスを考えた食事を」

指 標	現状値	目標値
主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上する人の割合の増加	※1 56.0%	増加
朝食を毎日食べる子どもの割合の増加	※2 95.8%(小5) 91.6%(中2)	増加

### 【目標3】 食を通して地域のつながりをつくる

「伝えよう 広めよう 食の情報・活動」

指 標	現状値	目標値
食生活改善推進員養成数の増加	※3 3,697 人	3,925 人
食に関する地域での活動に参加する人の割合の増加	※1 (参考値)38.3%	増加

参考値:「食育に関する活動や行動を行っている人」

【出典】 ※1 「平成24年度川崎市の食育の現状と意識に関する調査」結果

※2 「平成24年度市立小中学校学習状況調査」結果

※3 川崎市健康福祉局健康増進課調べ

# 資料編

---

- ◇ 関係機関・関係団体・企業の食育取組事例
- ◇ 食育の推進に関する事業
- ◇ 平成 24 年川崎市の食育の現状と意識に関する調査概要
- ◇ 川崎市食育推進会議条例
- ◇ 川崎市食育推進会議・川崎市食育推進会議部会委員名簿
- ◇ 食育基本法

## 関係機関・関係団体・企業の食育取組事例

<p>〔取組名 <b>乳幼児健康診査事業</b>〕</p>	<p>公益社団法人 川崎市医師会</p>
<p>〔取組内容〕</p> <p>乳幼児健康診査により乳幼児の心身の発育・発達の確認及び相談、栄養・食事等の指導、助言などを行いました。</p> <p>今後も医療とともに子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせない栄養・食事指導等、市民の健康確保に努めてまいりたいと考えています。</p>	
<p>団体の紹介</p>	<p>私たちは、市民の健康づくりに貢献することを目指し、医師向けに乳幼児の食育等についての講演会等を通じ、保護者へのアドバイスができるよう努めております。</p> <p>また、川崎市と共催で、定期的に市民向けに腎臓病についての講座・料理教室を開催しており、これからも医療とともに、食育による市民の健康確保に役立ちたいと考えております。</p>
<p>団体の 連絡先</p>	<p>川崎市医師会事務局 住所 川崎市川崎区宮前町8-3 電話 044-222-2110 ファクシミリ 044-233-8802 ホームページアドレス <a href="http://www.kawasaki.kanagawa.med.or.jp/">http://www.kawasaki.kanagawa.med.or.jp/</a></p>

〔取組名 **お口の健康フェア2013**  
～家族そろって歯っぴーな歯～〕

公益社団法人  
川崎市歯科医師会

〔取組内容〕

平成 25 年 6 月 9 日（日）川崎地下街アゼリアにおいて「お口の健康フェア 2013」を開催致しました。この催しは川崎市との共催で昭和 56 年から始まり今回で 33 回と歴史を重ねてきました。本年は来場者 12,737 名と大変多くの市民の皆さまにご参加をいただきました。



メインステージでのよい歯のコンクール表彰式、栄養士会による紙芝居、災害時のお口のケア指導、歯科大学教授のお話し、歯科衛生士を目指す学生さんによる紙芝居など、盛りだくさんのプログラムに加えて、会場内での歯科医師による「お口の健康相談」ほか、体験コーナー、展示コーナー、ゲームにクイズ、「歯医者さん体験」や歯の衛生に関する図画・ポスター展示も人気を博していました。

このイベントにより市民の皆さまが、ご自分の歯とお口の健康を楽しみながら学ぶ場として継続するよう、今後とも様々な趣向を凝らして実施してまいります。

開催にあたっては、川崎市及び川崎市教育委員会をはじめ 9 つの機関・団体の協力及び 30 の企業の協賛をいただきました。

団体の紹介

川崎市歯科医師会（532 会員）は、市民の皆様の歯科保健・歯科医療・福祉の向上を目的に活動しています。生涯にわたる口腔の健康保持を通して食育を推進し、食を楽しむ生活の質を保てる健康づくりに取り組んでいます。お口の健康フェアの開催やリーフレット配布、かわさきエフエムの番組等々、広く情報提供を実施しています。企業・事業所等への出張セミナーも行っています。お口の健康は食育のよい導入モデルになるので、ぜひ当会にご相談下さい。

団体の  
連絡先

住所 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 2-10-10  
電話 044-233-4494  
ファクシミリ 044-222-3924  
メールアドレス [jimukyoku@kawashi.or.jp](mailto:jimukyoku@kawashi.or.jp)  
ホームページアドレス <http://www.kawashi.or.jp>

〔取組名 **健康づくりはお口から**（食生活等生活習慣病予防）〕

公益社団法人  
川崎市看護協会

〔取組内容〕

**1 看護フェスタ in かわさき 2013**

- (1) 実施時期：2013. 5. 18
- (2) 対象： 市民
- (3) 会場： 川崎駅地下街「アゼリア」
- (4) 内容： まちの保健室・相談コーナーでは生活習慣病予防のための食生活の見直し、バランス食、生活リズム、朝食摂取等の保健指導

**2 両親学級（プレパパ・プレママ教室）**

- (1) 実施時期：毎月1回（土）
- (2) 対象： 妊婦とプレパパ（夫）
- (3) 会場： 川崎市ナーシングセンター
- (4) 内容： 妊娠を機に食生活の見直し、バランス食、元気な赤ちゃんを産み育てるための食事・禁煙等



**3 子育て「ほっとステーション」**

- (1) 実施時期： 毎月1回
- (2) 対象： 生後2か月から4か月児と主に母親
- (3) 会場： 川崎市ナーシングセンター
- (4) 内容： 親子のよりよい健康生活の実現のため相談、グループワーク  
乳児からの食生活の大切さ、子育てを機に親の食生活、生活リズムの見直し等

**4 まちの保健室、健康教室**

- (1) 実施時期： 通年
- (2) 対象： 市民等
- (3) 会場： 川崎市ナーシングセンター、地域
- (4) 内容： 健康相談、介護予防、健康づくり等保健・医療・看護・介護

団体の紹介

保健師・助産師・看護師の職能団体として、赤ちゃんから高齢者までの市民の健康生活の実現に向けて、より健康に、疾病予防、健康回復、介護予防、リハビリ等ライフスタイルに合わせて食生活、禁煙、運動、休養・ストレス等の保健指導を行っています。

食育関係については、通年で「まちの保健室」「出前健康教室」「両親学級」また、「看護フェスタ」、子育て支援「ほっとステーション」、子育て自主グループ等で保健指導の一環として実施しています。

団体の連絡先

住所 川崎市中原区今井上町34番地 和田ビル3階  
電話 044-711-3995  
ファクシミリ 044-711-5103

<p>〔取組名 <b>サンピアン川崎の食育講演会、親子クッキング教室 (NPO) 川崎区いきいき提案事業、その他川崎市、各区事業に協力</b>〕</p>	<p>川崎市栄養士会</p>
<p>〔取組内容〕</p> <p>☆サンピアン川崎での市民向け食育講演会を平成 25 年度は 3 回実施  (平成 21 年から継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回 (9 月 29 日(日)) 「生きることは食べること！」</li> <li>・第 2 回 (10 月 6 日(日)) 「気になる中性脂肪～改善のヒント！」</li> <li>・第 3 回 (10 月 20 日(日)) 「高齢期の栄養管理から学ぶ長生きの秘訣！」</li> </ul> <p>それぞれ専門分野で活躍している管理栄養士が講演を行いました。</p> <p>☆親子クッキング教室 (NPO 全国中高連川崎市地域学校施設管理協会)</p> <p>○夏の低学年向け ・食育テーマ「夏休みを元気に過ごそう！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー (変わりお焼きカレー味、野菜たっぷりスープ、ウイングスティックのオレンジジュース煮、フルーツのヨーグルトソースかけ)</li> </ul> <p>○冬の高学年向け ・食育テーマ「おもてなしの心で手作りパーティ！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー (デコレーションケーキ寿司、お吸い物、野菜の肉巻きロール、楽しいデザート)</li> </ul> <p>共に NPO が管理している土橋小学校調理室と生田特別創作活動センター調理室で近隣の小学校 4～5 校の児童と保護者を対象に実施しました。  (平成 19 年から継続実施)</p>	
<p>団体の紹介</p>	<p>昭和 48 年から(社)神奈川県栄養士会川崎支部として「健康都市川崎」を目指し、健康づくりや食育に関する活動を続けてきました。平成 25 年 4 月に県栄養士会が公益社団法人となり、川崎市内の活動をより充実させるために川崎市栄養士会を設立し、今まで以上に市民に向けた活動を継続し実施していくことを考えています。</p> <p>川崎市および各区の健康づくりイベントに参加し、食事相談、栄養相談の活動や NPO と共催で『食育』を中心にした親子クッキング教室の継続実施、サンピアン川崎の講演会の講師、区による食育や健康に関する事業への参画など、全会員の専門職としての力を合わせて、全市民の健康を願って活動しています。</p> <p>会員は栄養士として病院、保育園、学校、老人ホーム、福祉施設、会社企業、行政などで管理栄養士、栄養士として仕事をしている方や地域で住民の健康づくり活動をしている方など川崎市内の約 300 名の全会員で活動を行っています。</p>
<p>団体の連絡先</p>	<p>住所 横浜市中区住吉町 2-21-605  電話 045-201-8568  ファクシミリ 同上  メールアドレス zenkokutoshikyo@ymail.plala.or.jp</p>



<p>〔取組名 <b>学び考え楽しむ食育への取り組み</b>〕</p>	<p>公益社団法人 川崎市幼稚園 協会</p>
<p>〔取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 川崎市幼稚園協会加盟園の教職員を対象に年間2回、「食育」題材に研修会を開催しています。食育を学び考え、園児と共に楽しみながら取り組める方法を模索しています。</li> <li>○ 川崎市幼稚園協会と父母の会連合会の共催で、川崎市の子育て真っ最中の父母を対象に、年間1回程度の「食育」を題材とした「子育てセミナー」を開催予定です。</li> <li>○ 加盟園対応として、「野菜作り」「お米作り」「果物作り」など栽培から食育に繋げたり、「食育だより」などの配布物、栄養士さんのお話を聴く時間を設けたり、絵本・紙芝居を使用し食育を楽しみながら学んでいます。</li> </ul>	
<p>団体の紹介</p>	<p>当協会は市内にある市立幼稚園86園全園が加盟し、総園児数23,000名程、総教職員数1,500名程の団体です。「食育」への取組は各園様々ではありますが、対象が幼児ということもあり、栽培から食に繋げたり、絵本や紙芝居から食の大切さを伝えたり、分かりやすいことを第一に実践しています。協会としては研修の一部に「食育」を組み込み、教職員の資質向上に努め、また保護者向けのセミナー等も行い、家庭力の向上も目指しています。</p>
<p>団体の 連絡先</p>	<p>住所 川崎市中原区小杉町3-2-1 ダイアパレス武蔵小杉311 電話 044-711-8383 ファクシミリ 044-733-5000 メールアドレス youchien@maple.ocn.ne.jp ホームページアドレス <a href="http://www.youchien.org/">http://www.youchien.org/</a></p>

〔取組名 **親子教室**〕

多摩区  
食品衛生協会

〔取組内容〕

- 実施日 平成25年8月21日
- 実施場所 多摩保健所栄養室
- 対象 小学生以下の子供とその親
- 目的
  - ・夏休み中に夏野菜について知る機会をもってもら
  - ・野菜嫌いや野菜が食べられない子供に工夫したメニューを作り野菜を食べられるようにする
  - ・参加者全員で、一緒に料理を食べるという機会をもつ
- 実施メニュー
  - ・野菜たっぷり餃子
  - ・トマ卵スープ

団体の紹介

多摩区内で食品営業を営む事業者で構成する団体で、地域の食品衛生の向上のため様々な事業を行っています。  
昭和39年9月に川崎市食品衛生協会稲田支部として設立し、現会員数は534名です。

団体の  
連絡先

住所 川崎市多摩区登戸2471-2A  
電話 044-911-9604  
ファクシミリ 044-911-6365

〔取組名 農業体験を通じた食育〕

J A セレサ川崎

〔取組 1 「高津養護学校生田東分教室 ～農業体験教室～」〕  
平成24年5月～平成25年3月 県立高津養護学校 生田東分教室

県立高津養護学校生田東分教室の生徒たちが当J Aの指導の下、麻生区黒川で年間を通じた農業体験教室を行っています。ジャガイモ・サツマイモ・タマネギなど、土作りから収穫まで一連の作業を行いながら農業の大切さ、大変さを理解したほか、収穫の喜びを感じる体験を継続的に続けていきました。

対象：高津養護学校生田東分教室  
2学年 15名（男9名 女子6名）

場所：麻生区黒川圃場



〔取組 2 「集まれセレサキッズG o G o ! 田植えレンジャー（アグリスクール）」〕  
平成24年6月～12月 親子

麻生区黒川の田んぼにて、アグリスクールとして小学生親子が稲作体験を実施、田植えや稲刈りはもちろんのこと、8月には生育状況の観察、稲刈り後は脱穀や収穫祭を行うなど、参加者たちは真剣にお米と向き合いました。

全5回、約半年にわたる長期間の活動となった今回の食農体験。子供はもちろん大人も楽しみながら熱心に取り組み、大変充実した時間を過ごすことができました。

- 第1回 6月 田植え体験
- 第2回 8月 生育状況確認
- 第3回 10月 稲刈り
- 第4回 11月 脱穀
- 第5回 12月 収穫祭



団体の紹介

セレサ川崎農業協同組合

J A セレサ川崎では、平成20年度に策定した食農教育プランを基に、食農教育活動を展開しています。組合員組織や行政等と連携し農業体験学習や地場産野菜を使った料理講習会等の開催をとおして、食本来のおいしさ、生産過程さらには生産者の思いやこだわり、食文化でもある伝統食の継承など、安全・安心な農畜産物の提供を促進するだけでなく、食と農の大切さを伝える責任を果たすことを使命とした食農教育に積極的に取り組んでいます。

団体の連絡先

J A セレサ川崎 本店 指導相談部 都市農業振興課  
〒216-0033 川崎市宮前区宮崎 2-1 3-3 8  
電話 044-877-2509  
ファクシミリ 044-877-6497  
ホームページ [http://www.jaceresa.or.jp/05\\_agri/05\\_agri\\_04.htm](http://www.jaceresa.or.jp/05_agri/05_agri_04.htm)  
(24年度のJ A セレサ川崎食農教育実施内容を掲載しています)

〔取組名 **食育研修の支援**〕

東京ガス(株)  
川崎支店

〔取組内容〕

平成 19 年度より、川崎市教育委員会総合教育センターカリキュラムセンターの依頼により、市内全校の教職員対象に食育研修を行っています。

東京ガスでは、昨年度まで行っていた「エコ・クッキング」と「食育」の要素を融合させ、25 年度からは「環境に配慮した食の取組み」として実施しています。

「食育」に関する講話は先生方からもご要望が多く、エコ・クッキングについても学んでいただける効果的な研修会です。

なお、平成 25 年は全国私立小学校の教諭対象の研修としてもこのプログラムを実施いたしました。

団体の紹介

私たち東京ガスは、炎の調理を通じて食育推進活動を行っています。  
学校や自治体で児童に食育を指導する職員、栄養士等の指導者の方を対象に食育セミナーを開催したり、また地域のお客様を対象に環境に配慮した食生活のご提案「エコ・クッキング」や、子ども料理教室「キッズインザキッチン」等、調理に関する様々な講座を開催しています。

団体の  
連絡先

住所 川崎市川崎区小川町6-1  
電話 044-211-7212  
ファクシミリ 044-211-7138  
ホームページアドレス <http://www.tokyo-gas.co.jp>

〔取組例「私たちの健康は私たちの手で」  
各種料理教室〕

川崎市食生活改善推進員連絡協議会

〔取組内容〕

幼児から高齢者各世代への食育事業

① 親子の食育教室

保育園、幼稚園及び小学生とその保護者 120 人を対象に食育で身につく「5つの力」の講話と作る楽しさ、食べる大切さを伝える料理実習を実施しています。



② 団塊の世代を対象に男性のための料理教室

単身になった際、慌てることのないように「生きていくための 20 品目」をテーマに料理講習会

③ よい食生活をすすめるためのグループ講習会

(25 度から生涯骨太クッキングと改名)

運動機能低下(ロコモティブシンドローム)が高齢化社会の中で注意すべき国民病と示されました。調理実習により「カルシウム不足」の改善を目指し正しい食事バランスと食習慣を身につけることを目的にロコモチェックとトレーニングにより健康寿命の延伸を推進します。

④ 低栄養予防・介護食講座

自宅でできる正しい低栄養予防の進め方や在宅介護について調理体験を通して自立できるよう支援する目的で実施しています。

⑤ 生活習慣病の予防

- ・メタボ予防教室 各区 30 人を対象に 20 回実施
- ・体重 1Kg・減塩 1g 声かけ国民運動の展開 リーフレットを配布し、家族全員で認識してもらうよう働きかけます。
- ・健康づくりにかかわる者等の増加を図るため、「地域を繋ぐ・世代を繋ぐ」をテーマに「TUNAGU(繋ぐ)リーダー講習会」を開催します。
- ・地域の家庭を対象に味噌汁の塩分チェックと野菜のワンプレートの必要性の普及に努めます。

⑥ 食育の日のPR

- ・毎月 19 日は食育の日キャンペーン

団体の紹介

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに子どもから高齢者まですべての世代を対象に「食」を通して、健康づくりに取り組み、食育を推進している全国組織のボランティア団体です。料理教室や講習会を開催し、情報提供をしています。地域で食に関する講習会や料理教室等に講師を派遣することができます。

団体の連絡先

川崎市健康福祉局健康安全部健康増進課  
電話 044-200-2451  
ファクシミリ 044-200-3986

〔取組内容〕

①「食育推進コンテスト」の実施

行政・企業・関係機関と連携して、市内在住の小中高特別支援学校生（公私立含む）、P T A会員を対象としてお弁当による「食育推進コンテスト」を開催。（教育委員会・学校給食会・スポーツ協会・J Aセレサ川崎・味の素・東京ガスに後援・協賛）

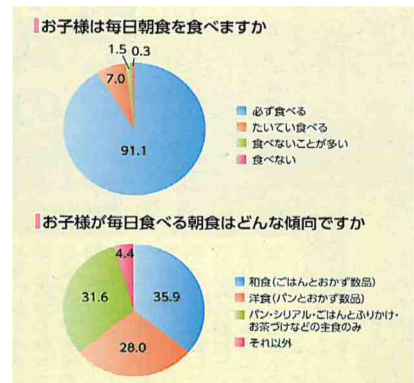


食育推進コンテスト(教育委員会賞)受賞作品

②ホームページへ「食育推進コンテスト」受賞作品の掲載

③「お子様の生活についてのアンケート」実施

市教委・小学校・中学校の校長会協力のもと、小中学校保護者を対象に実施。小学生から中学生に成長した子どもたちの日常生活の傾向を比較し、課題を検討。



④市P T A広報紙での啓発（全市家庭10万部発行）

さまざまな分野から、生活習慣・食育に関する特集を掲載。

⑤「生活習慣改善事業」に連動した会員研修・家庭教育学級を開催

家庭で食育の参考になるような講演会の開催（各1/年）。

（平成23年度実施）小学5年生保護者対象  
「お子様の生活についてのアンケート」より

年間を通して啓発をおこなうことで、会員の皆さんに、生活習慣に関心を持つ機会を継続的に提供することができた。今後は教育委員会や学校との連携など、学校教育と本事業の相乗効果による保護者への啓発を考えていきたい。

団体の紹介

本会は、川崎市立の小学校・中学校・特別支援学校・高等学校P T Aで組織する団体です。子どもたちの豊かな育ちのために生活習慣を考えた食育推進を、行政や企業と連携しながら実施しています。広報紙による啓発や、講演会、子ども・保護者・学校を対象としたお弁当のコンテストなどを開催し、楽しくより身近に食の大切さを感じてもらえるよう活動しています。

団体の連絡先

住所 川崎市川崎区富士見2-1-3川崎市教育文化会館4階  
 電話 044-210-0072  
 メールアドレス bca01205@nifty.com  
 ホームページアドレス <http://www.pta-kawasaki.jp/>

〔取組名  
「安全で健康な暮らしを守る」「資源とリサイクルを考える」〕

川崎市  
消費者の会

〔取組内容〕

地産地消の推奨及び実践をテーマに活動しています。

地域の農産物をすすんで購入し、年2回、市民館料理室を利用して会員を対象に実施しています。 夏野菜（7月）・冬野菜（2月）

地場産の野菜の紹介を掲載した「消費者だより」を年6回発行し、消費生活展、川崎ボランティア市民活動フェア、かわさき市民まつりなどのイベントで一般住民の方に啓発活動を行っています。



団体の紹介

消費者問題に関心の深い会員から構成されています。

「安全で健康な暮らしを守る」「資源とリサイクルを考える」を目標に、身近な問題を取り上げ講演会、学習会等を通して正しい認識と判断ができるよう学習しています。

安全な食生活を営む上で「地産地消」を活動の一環とし、地域の農産物を進んで購入し、地場産を使った料理教室を開催するなど、地域の農業・農産物を応援するとともに、地域農業への理解を図っています。

団体の  
連絡先

住所 川崎市多摩区生田6-5-8  
電話 044-954-4570  
ファクシミリ 044-954-4570

〔取組名 「かながわサイエンスサマー」〕

味の素(株)

〔取組内容〕

夏休み期間中に、子供たちが科学に親しむ機会の提供として第13回かながわサイエンスサマー（味覚教室＋工場見学）を神奈川県と協同で開催しました。平成25年度は、例年ご応募が多いことを踏まえ、より多くの方々に参加頂くため、対象を中・高学年、各回50名（昨年は小・中・高学年。各回25名）と変更したことにより、796名のご応募をいただき、抽選にて302名の当選者を選出、当日参加271名と多くの子供たちの参加にて開催することができました。



団体の紹介

1908年、日本の化学者の池田菊苗博士は昆布だしの成分であるアミノ酸「グルタミン酸」がおいしさのもとであることを世界で初めて発見、「うま味」と名付けました。

そして1909年、それをうま味調味料として世の中に送り出したのが当社の始まりです。

当社の食育プログラム「味覚教室」は、主に小学生を対象に、社員が学校に伺い、「おいしさ」や「味を感じるしくみ」、和食を支える「だし」、「うま味」について、体験を交えて楽しく学んで頂けます。

団体の  
連絡先

【味の素（株）味覚教室窓口】

電話 0120-12-8855

ホームページアドレス

<http://www.mikakukyoushitsu.ajinomoto.co.jp>



〔取組名 (株) 明治・神奈川・食育をすすめる会企画  
**チョコベジ**  
**子どもたちがもっと野菜を食べる未来へ**〕

神奈川・食育をすすめる会

〔取組内容〕

●売場でチョコベジ体験

野菜に溶かしたチョコレートをつけて食べる「チョコベジ」を実施。「チョコと一緒に苦手な野菜もおいしい！」と野菜嫌いなお子様に、野菜のおいしさを感じてもらえました。



～お客様の声～

- ★「初めは野菜にチョコ！？とびっくりしたが、食べてみるとおいしかった♪」
- ★「子どもがチョコと一緒に、苦手な野菜を食べている姿を見て、食育にとっても良いと思った。」
- ★「イメージしているより美味しかった。トマトやにんじんの甘味とチョコが合う！」

●神奈川県産野菜をもっと楽しむ！  
**収穫&チョコベジ体験ツアー**

3月27日開催 親子29組58名参加  
 神奈川野菜の収穫やチョコベジを体験、おいしさを感じていただくツアーです。神奈川県内の農家でブロッコリーを収穫、県内産野菜のチョコベジ体験、野菜クイズ大会を開催し、親子で楽しく参加し、野菜に親しみと関心を持っていただきました。



団体の紹介

神奈川・食育をすすめる会は、地元神奈川県を基盤にスーパーマーケットを展開する、生活協同組合ユーコープ・相鉄ローゼン（株）・富士シティオ（株）の小売3社と食品卸業者、食品メーカーが協働し、売場を中心に食育をすすめています。

競合関係である小売3社ですが、地域のお客様に毎日の「食」を提供する者として売場から「食の情報」を発信し、地域のお役に立てるよう手を携えて「食育」に取り組んでいます。

団体の  
 連絡先

住所 横浜市港北区新横浜 2-5-11  
 (生活協同組合ユーコープ CSR・政策推進室気付)  
 電話 045-473-2019  
 ファクシミリ 045-475-1137  
 メールアドレス Noriko.Hosoda@ucoop.or.jp

## 食育の推進に関する事業

第2期川崎市食育推進計画期間中(平成23年度～25年度)

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
総務局	国際施策調整室	インターナショナル・フェスティバル in 川崎 (公財)川崎市国際交流協会	市民	民間交流団体、学校、商店街、町内会等が各種イベント等を通して交流を図る。	
		世界の料理を作って話そう ～○○○料理編 (公財)川崎市国際交流協会	市民	テーマの国の外国人を講師に、伝統料理や家庭料理を学び、併せて文化等についても講演等を通じて理解する。	
市民・こども局	人権・男女参画室	かわさきそだち野菜市	市民	市内の農家と生産物の紹介や販売などの多角的な活動を通じて、地産地消に対する理解を深める。	
		焼きたてパン販売 パン工房めいぼう	市民	障がい者の方が作られたパンの販売を通じて障がい者の雇用、自立支援につながる活動と食とのつながり等への理解を深める。	
こども本部	こども家庭課	両親学級	初妊婦及び夫	妊娠中からの健康的な日常生活、出産、育児に関する各種の健康教育を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
		乳幼児健康診査 各種相談事業(育児相談等)	市内在住の乳幼児と保護者	乳幼児期からの健康づくりのため、生活リズムの確立や、望ましい食習慣の普及啓発を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
	保育事業推進部保育課	保育園における食育推進	園児	保育園給食や食に関する楽しい活動や遊びをとおして、保護者との連携のもと、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の基礎を培い、豊かな人間性を養う。	各区役所こども支援室、保育園で実施
		子育て支援事業(園庭開放、保育相談等)	地域の親子	園庭開放や保育相談、子育て支援講座など、子育て家庭の交流の場の提供や食に関する情報提供等を行う。	各区役所こども支援室、保育園で実施
		市ホームページ子育て応援ナビ掲載		子どもの育ちや食に関する情報発信をするとともに、保育園が気軽に相談できる存在であることを知ってもらう。保育園の献立や食育について掲載している。	
	青少年育成課	成人の日を祝うつどい	新成人	「成人の日を祝うつどい」において、新成人へパンフレットや動画の放映等で食育の普及啓発を行う。	平成20年よりパンフレットに「食事バランスガイド」を掲載

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
経済労働局	産業振興部 商業観光課	Buyかわさきキャンペーン推進事業（Buyかわさきフェスティバルの開催）	市民ほか	市内の優れた名品を掘り起こし、市内外に広くPRするとともに、川崎市のイメージアップを図る。	
	労働雇用部	川崎市労働情報の発行事業	市内事業所、労働組合及び関係機関	勤労者に係る様々な情報提供、健全な労働環境のための月刊誌。食育関連記事の掲載可能。	
	消費者行政センター	食品安全啓発事業	市民	食の安全に関する知識の普及及び情報提供等の施策の推進。「川崎市食の安全確保対策協議会」の開催。情報誌「食生活と安全」の発行。「食生活と安全」には、食育についてを掲載し、情報提供をしている。	
		くらしのセミナー（出前講座）	市内在住、在勤、在学の15人以上のグループ	消費生活に関する知識を普及させるため、学習会及び研修会に講師を派遣する。食の安全等、食育に関する講座も設定している。	
	中央卸売市場北部市場	夏休み親子食育講座（市民自主企画事業）	小学生と保護者	食材に触れることで、子どもたちに食の重要性について学んでもらう。市場内見学と市場の食材を使つての料理講座。	
	農業振興センター 農業振興課	ファームズクラブ 農業体験事業	市民	市民と農業後継者との交流を推進するため、農業後継者の指導で市民が野菜、果樹、花き等の農作物の栽培や収穫等の農作業を体験する。	
		体験型農園推進事業（教育ファームの取組）	市民	農業者の指導で市民が、野菜、果樹、花き等の生産における農作業を体験する体験型農園を農業者が開設することを支援する。	
		市民農園事業	市民	市民の農業への理解を深め、土に親しむ場として川崎市市民農園を開設・運営する。	
		市民ファームিং農園	市民	市民が農業を体験する場として市民ファームিং農園を、農業者等が運営、地域交流農園を開設する。	
	環境局	環境調整課	地球に美味しい「エコ・クッキング」事業	市民	企業、行政の協働による「食」を通じた環境に配慮した食生活の大切さを学ぶ事業。
減量推進課		生ごみ等リサイクル推進事業	小学生等公共施設	小学校等公共施設を対象にした生ごみのリサイクル事業。生ごみを資源として捉え環境教育や食べ残しをなくすなど食育との連携も重要。	

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
健康福祉局	健康増進課	歯科保健事業 マサース・ブラッシング 歯の健康教室、薬物塗布 歯の定期健診 親と子の歯科教室	妊産婦及び 乳幼児とその 保護者	う蝕やその他の口腔疾患予防のため、正しい知識の普及啓発を図る。また、疾病の早期発見と予防処置、生活習慣の見直しから歯科保健指導を実施する。	各区役所保健福祉センターで実施
		食と健康教室 (離乳食教室・幼児食教室)	乳幼児とその 保護者	乳幼児の食生活を中心に、家族の健康と食生活について系統的に学習する教室。	各区役所保健福祉センターで実施
		健康づくり普及啓発事業	市内在住、 在勤、在学 の人	市民が主体の健康づくりへの支援として、健康に関する情報発信や講演会を開催する。また、各区において各種健康づくり教室、健康関連イベント、健康教育等を実施する。	
		食生活改善推進員養成教室	市民	食生活改善を中心とした健康づくりを推進するボランティアを養成する。	各区役所保健福祉センターで実施
		地区組織活動助成事業	市民	食生活改善推進員等による地域における食生活改善のための各年代・対象に合わせた料理教室等により日本型食生活や健全な食生活を普及啓発する活動を支援する。	各区役所保健福祉センターで実施
		給食施設指導事業 給食施設指導 給食施設設置者及び栄養士講習会	給食施設設置者、栄養士、利用者	健康増進法、川崎市健康増進法施行細則に基づき、給食を通じて利用者の健康増進を目的とするもの。 給食施設への巡回や栄養管理報告書の提出による指導。 施設設置者及び栄養士への給食管理や健康管理のための講習会の実施。 健康づくり施策等の情報提供。	健康増進課、各区役所保健福祉センターの管理栄養士(栄養指導員)が実施
		食育推進地域活動事業	市民	食育イベント、キャンペーン、栄養講習会等を実施する。また、各区の特色を生かした食育の取組を支援する。	健康増進課及び各区で実施
	健康危機管理担当	自主管理体制の実施に関する指導の推進	市内の製造業、給食施設、飲食店等食品取扱施設	食品の取扱い不良による食中毒、表示不適や異物混入を未然に防止するため、自主管理体制の確立に向け、助言・指導を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
	地域ケア推進担当	介護予防事業	65歳以上の市民	高齢者が健全な食生活を通じて、低栄養状態を早期改善し、自分らしい生活の確立と自己実現の達成に向けて支援する。	
	教育委員会	生涯学習推進課	社会教育振興事業	市民	市民館で開催する各種講座。食の安全や乳幼児向けの食の工夫など食育に関する講座も行う。
健康教育課		学校における食に関する指導の推進	小学生、中学生、高校生、家庭、地域	学校給食や各教科など、教育活動全体をとおして、子どもたちが食のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食を通じて自らの健康管理ができるようにする。	

# 平成 24 年 川崎市の食育の現状と意識に関する調査概要

## 1. 市民対象 調査概要

■調査の対象者	川崎市在住の満 20 歳以上の男女	■標本数	3,500 標本
		■有効回収数	1,761 標本 (有効回収率 50.3%)
■標本の抽出	住民基本台帳及び外国人登録原票からの層化二段無作為抽出	■調査方法	郵送配付・郵送回収・はがき督促 1 回
		■調査期間	平成 24 年 8 月 31 日～9 月 15 日

### ■回答者の属性

#### ①性別

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
男性	750	42.6	42.9
女性	999	56.7	57.1
無回答	12	0.7	-
全体(%)	1,761	100.0	1,749

#### ②年齢

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
20～24歳	68	3.9	3.9
25～29歳	109	6.2	6.2
30～34歳	137	7.8	7.8
35～39歳	212	12.0	12.1
40～44歳	185	10.5	10.6
45～49歳	190	10.8	10.9
50～54歳	124	7.0	7.1
55～59歳	126	7.2	7.2
60～64歳	171	9.7	9.8
65～69歳	154	8.7	8.8
70～74歳	133	7.6	7.6
75歳以上	142	8.1	8.1
無回答	10	0.6	-
全体(%)	1,761	100.1	1,751

#### ③居住区

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
川崎区	248	14.1	14.2
幸区	248	14.1	14.2
中原区	233	13.2	13.3
高津区	239	13.6	13.7
宮前区	254	14.4	14.5
多摩区	240	13.6	13.7
麻生区	287	16.3	16.4
無回答	12	0.7	-
全体(%)	1,761	100.0	1,749

## 2. 高校生対象 調査概要

■調査の対象者	川崎市在校 高校 2 年生	■標本数	1,158 標本
■協力高校	市内 5 校	■調査方法	学校での配付・記入・回収
		■調査期間	平成 24 年 10 月 1 日～11 月 15 日

### ■回答者の属性

#### ①性別

	件数	構成比%	無回答除%
男性	566	48.9	49.3
女性	581	50.2	50.7
無回答	11	0.9	-
全体	1,158	100.0	1,147

#### ②年齢

高校 2 年生

#### ③居住区

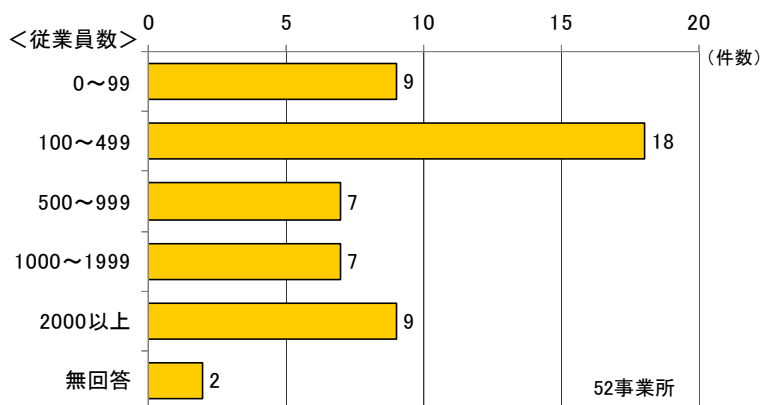
	件数	構成比%	無回答除%
川崎区	262	22.6	22.8
幸区	176	15.2	15.3
中原区	143	12.3	12.5
高津区	161	13.9	14.0
宮前区	97	8.4	8.4
多摩区	105	9.1	9.1
麻生区	27	2.3	2.4
その他	177	15.3	15.4
無回答	10	0.9	-
全体	1,158	100.0	1,148

### 3. 食育団体調査 調査概要

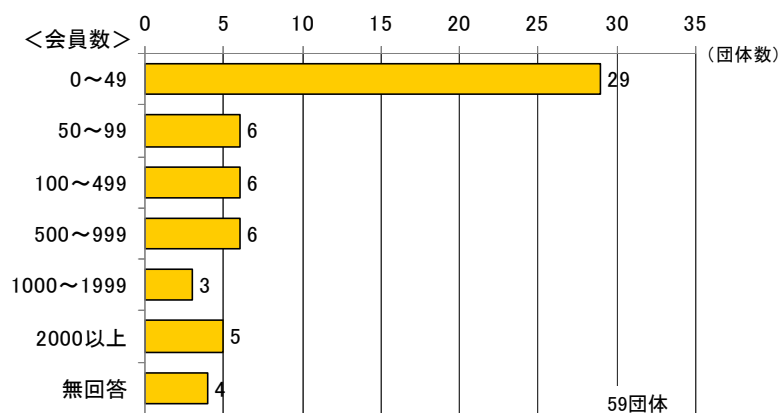
	種 別	調査対象	調査方法	標本数 (回収率)	調査期間
1	<b>事業所・企業</b> (関連事業所・企業)	特定給食施設及び食育事業等に関連または食育に関する協議会等の構成委員となっている事業所・企業(90社)	調査対象事業所・企業へ郵送配付・回収	52 (57.8%)	平成24年 9月18日 ～ 10月5日
2	<b>食育関係団体</b> (市全域・各区において、活動している団体)	地域住民で組織する団体、NPO法人、社会福祉協議会加盟団体等、食育をテーマに活動する団体(79団体)	①調査対象団体等へ郵送配付・回収 ②対象団体の所管課へ庁内文書又は郵送での依頼・回収	59 (74.7%)	

#### ■回答者の属性

##### ①従業員数（事業所・企業）



##### ②会員数（食育関係団体）



# 川崎市の食育の現状と意識に関する調査 ～市民対象～

## 調査結果

### 朝食の摂取

朝食の摂取について、全体で「毎日食べる」と答えた人の割合が79.9%であった。

年齢と関連がみられ、20歳代は70歳代以上に比べて「毎日食べる」人が少ない状況がみられた。

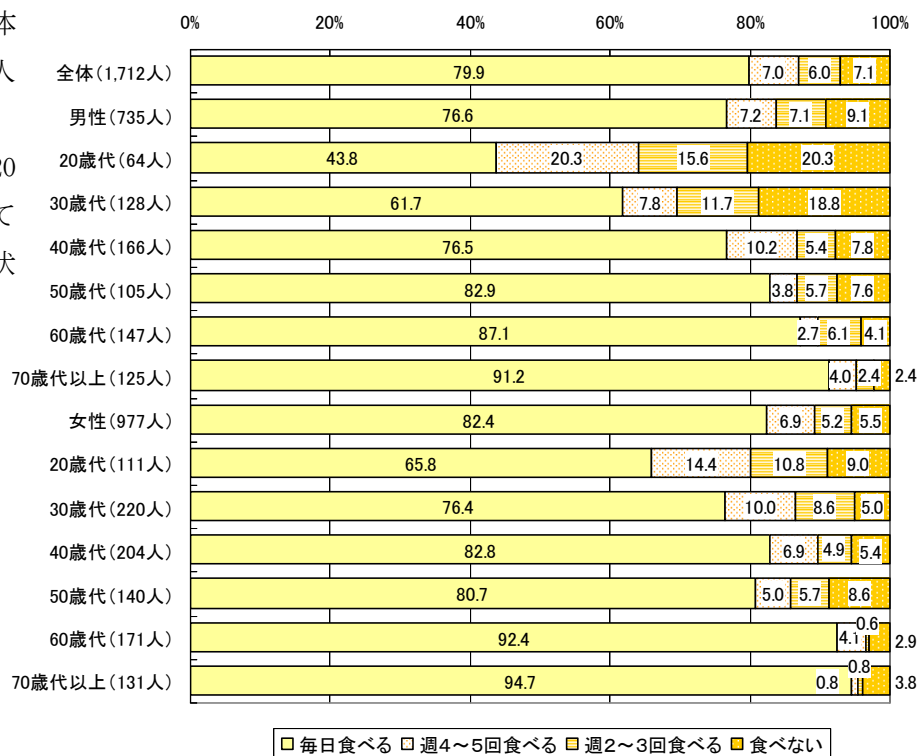
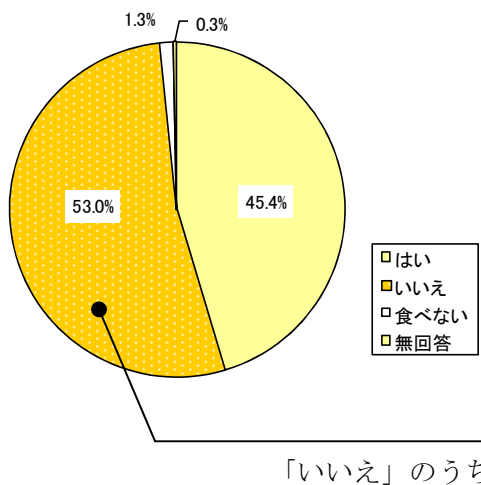


図 朝食の摂取×性別×年齢

### 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか・朝食で不足しているもの

朝食を食べている人のうち、45.4%が朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べていた。



朝食で不足しているものを聞いたところ、「副菜」81.6%、「主菜」53.8%であった。(複数回答)

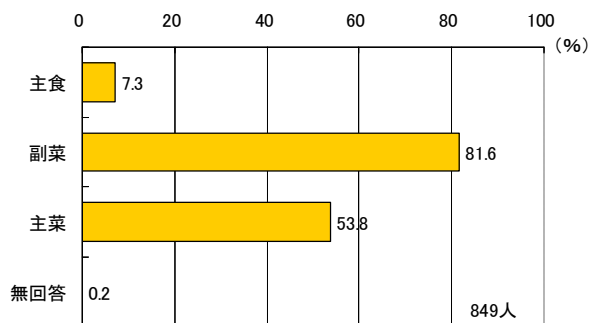


図 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか (1,602人)

図 朝食で不足しているもの

### 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか（性・年齢別）

朝食の内容は年齢との関連がみられ、男女共に 20 歳代では 70 歳代に比べて「朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べている」人が少ない状況がみられた。

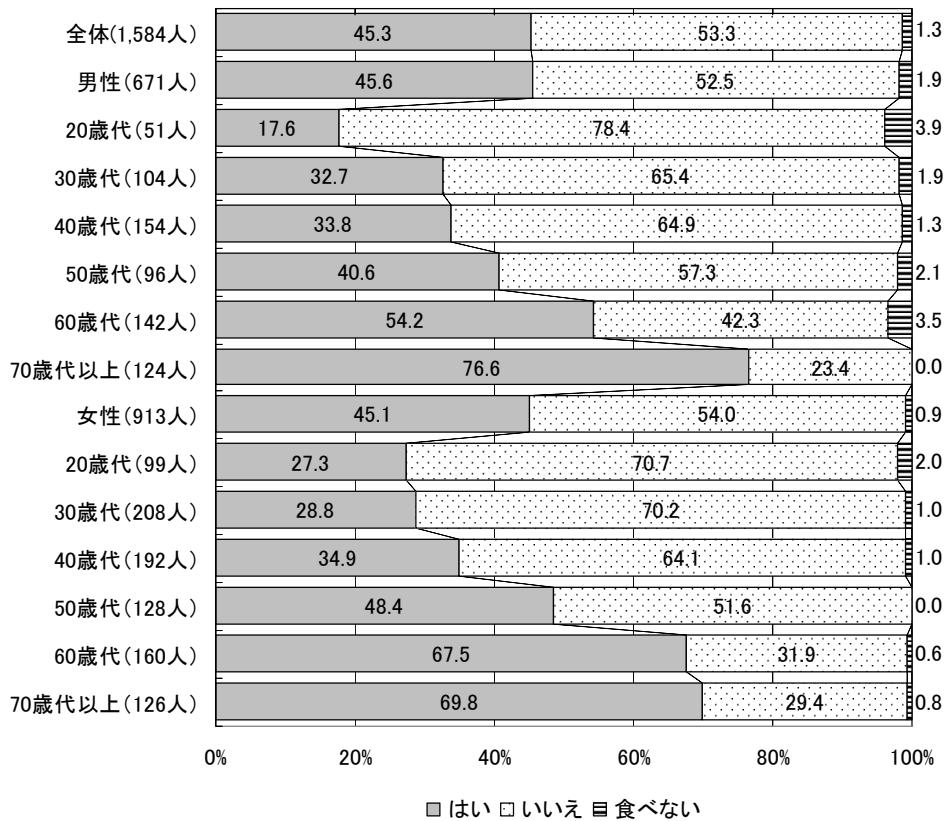


図 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか×性別×年齢

### BMI の状況

男性の肥満(BMI25 以上)は、年代別にみると 40 歳代 32.9%、50 歳代 34.0% で他の年代よりも割合が高かった。

女性のやせ(BMI18.5 未満)は年代別にみると 20 歳代 19.6%、30 歳代 19.2% で他の年代よりも割合が高かった。

\* 適正体重は、BMI (Body Mass Index: 体格指数)から算出します。

BMI=体重(Kg)÷身長(m)<sup>2</sup>

- やせ: BMI18.5 未満
- 標準: BMI18.5 以上 25.0 未満
- 肥満: BMI25.0 以上

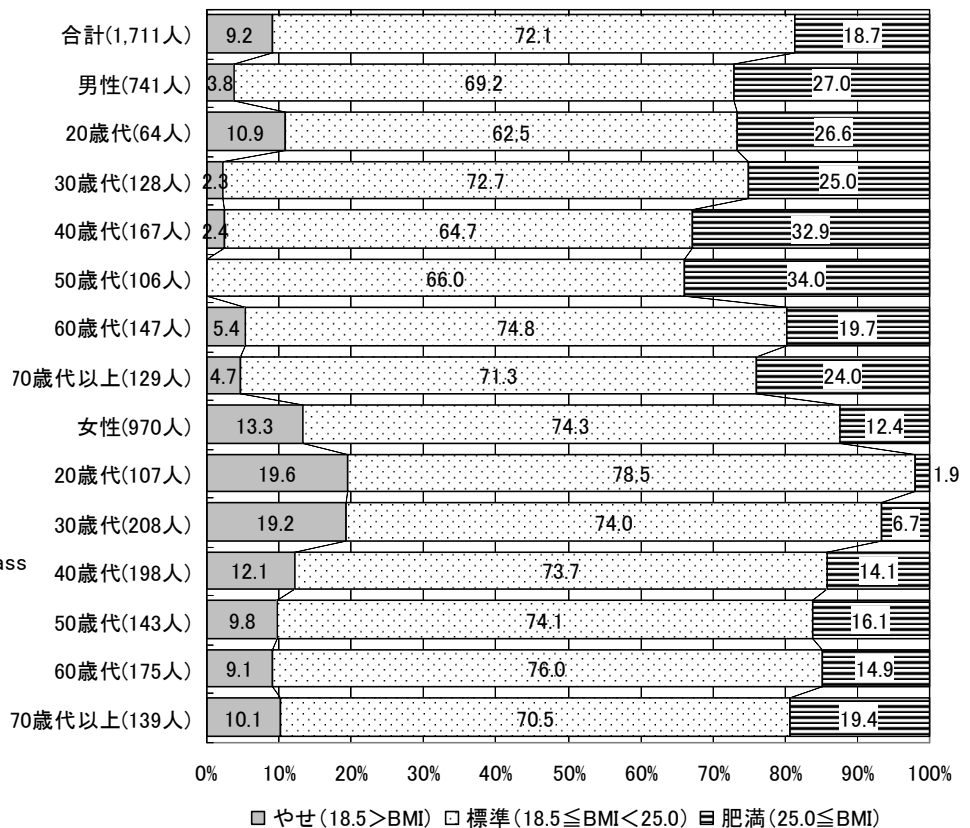


図 BMI×性別×年齢



## 家族そろっての食事

家族（同居人を含む）そろって食事をする  
かについて、「ほとんど毎日一緒に食べる」  
48.2%、「週に1～2日一緒に食べる」17.7%  
であった。

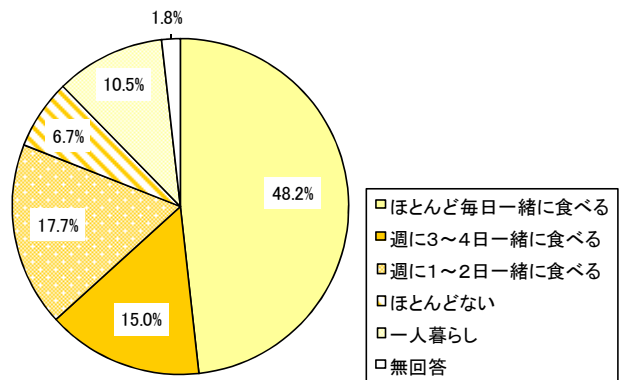


図 家族そろっての食事 (1,761人)

## 家族以外との食事

家族以外との食事は、「ほとんど  
ない」が全体の 54.5%、「週1～2  
回一緒に食べる」19.1%であった。

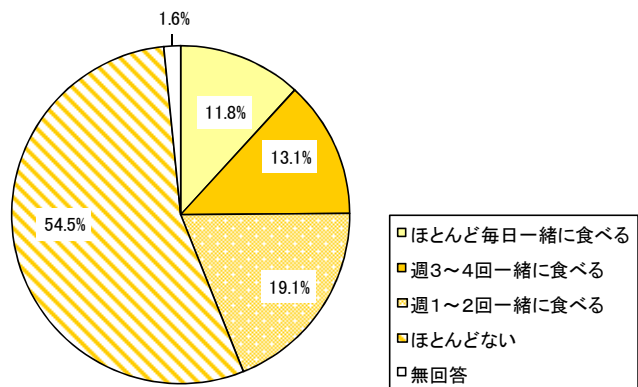


図 家族以外との食事 (1,761人)

## 共食の利点

「楽しく食べることができる」78.3%、「家族とのコミュニケーションを図ることができる」68.9%  
であった。(上位3つまで選択)

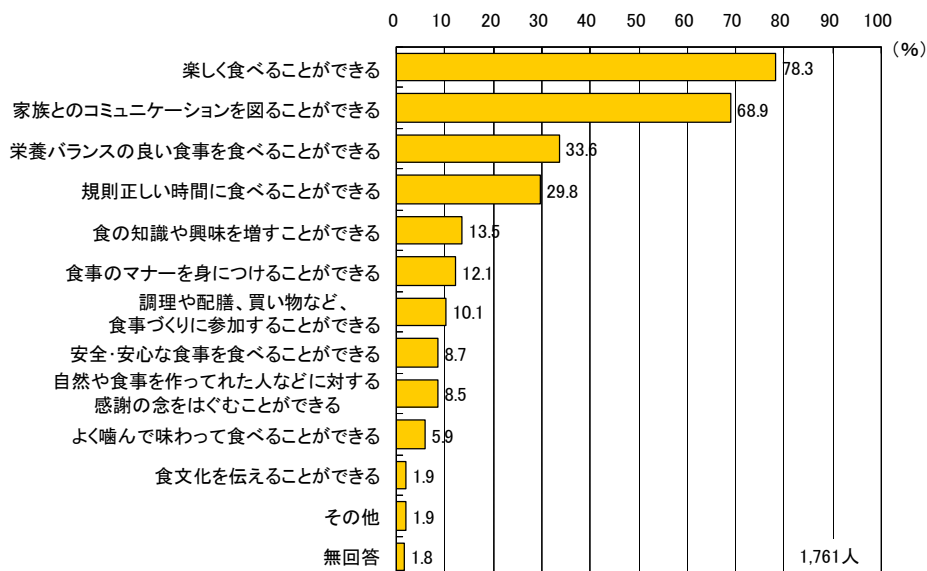


図 共食の利点

## 家族そろっての食事×主食・副菜・主菜をそろえて食べる回数

主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数との関連がみられ、「3回以上」の人では「ほとんどない」人に比べて家族と「ほとんど毎日一緒に食べる」人が多くみられた。

＜主食・副菜・主菜がそろった食事＞

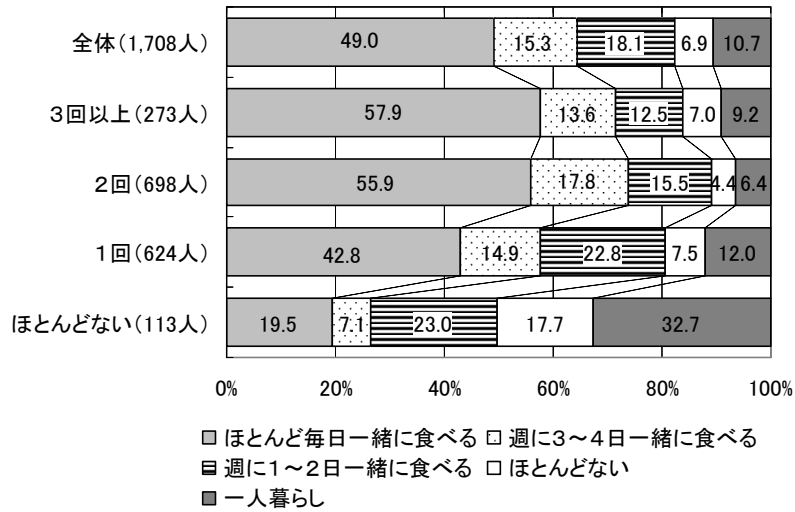


図 家族そろっての食事×主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数

## 食事バランスガイドの認知度・参考状況

食事バランスガイドを見たことがある  
と答えた人は全体の54.9%であった。

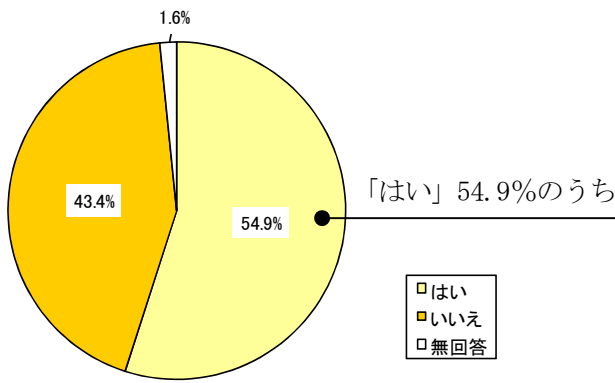


図 食事バランスガイドの認知度 (1,761人)

参考状況については、「ほとんど参考にしない」56.0%、「時々参考にしている」30.2%であった。

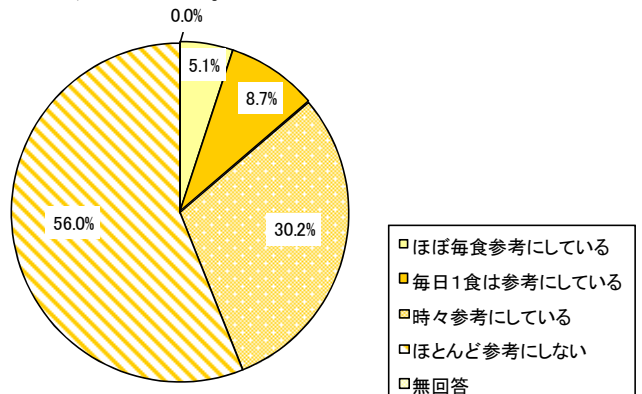


図 食事バランスガイドの参考状況 (967人)

## 健康のためにできること

健康のためにできることの各項目において、「するつもりがあり、頑張ればできる」が多く、「するつもりはあるが、自信がない」と答えた人と合わせて60～70%程度であった。

項目ごとに差がみられ、「脂っこい食事を避ける」、「食べすぎを避ける」について「既にできている」と答えた人は30%以上であり、「よくかんでゆっくり食べる」については20%未満であった。

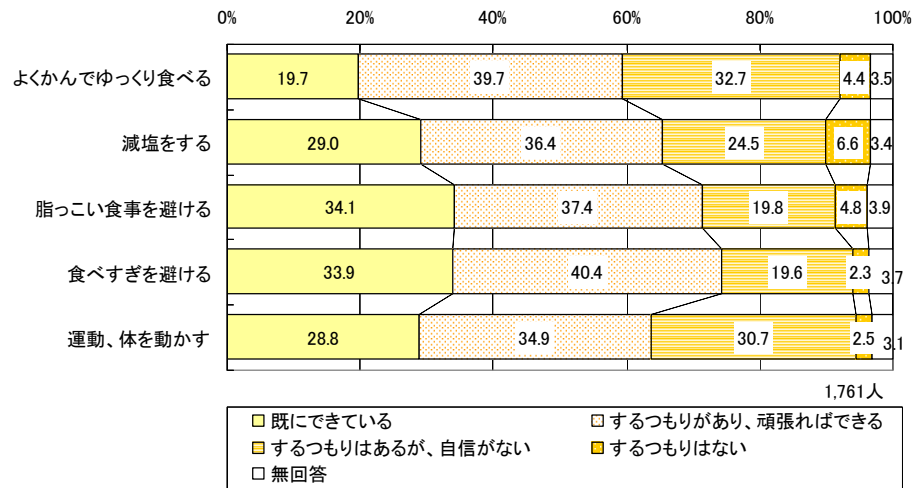


図 健康のためにできること

## 食育に関する活動・行動

食育に関する活動・行動を「できるだけするようにしている」が全体の33.2%、「あまりしていない」27.1%であった。

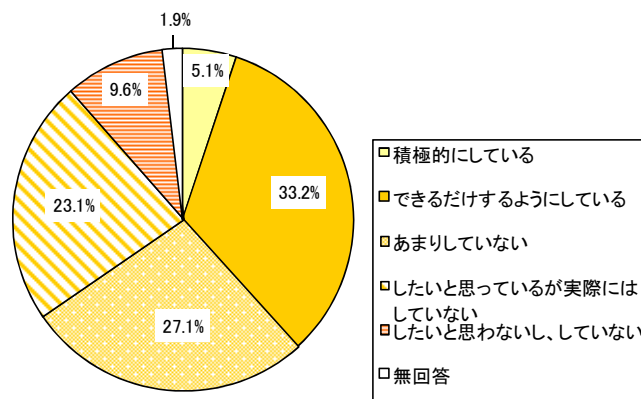


図 食育に関する活動・行動 (1,761人)

## 食や食生活についての関心事項

「食中毒の発生」60.3%、「食品添加物」55.1%、「放射性物質」53.1%であった。(複数回答)

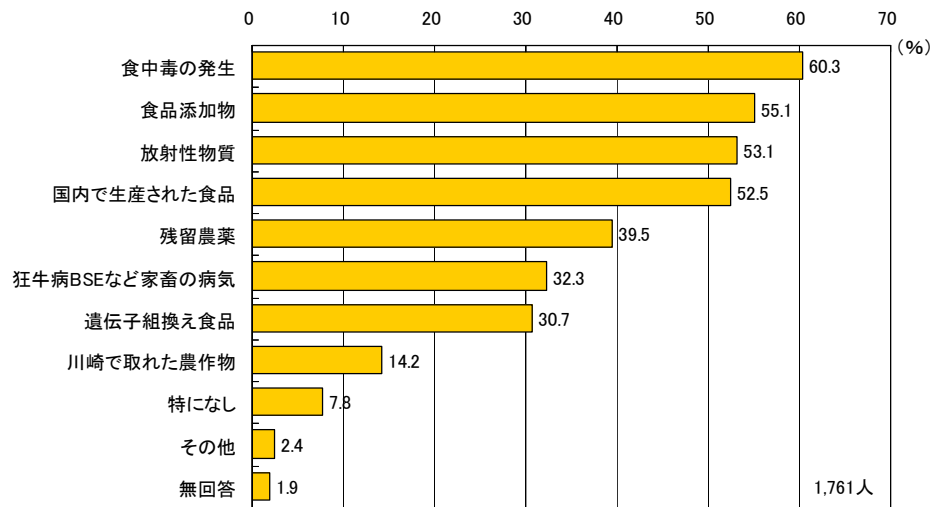


図 食や食生活についての関心事項

## 行事食の実施内容

「おせち料理」71.9%、「大晦日」64.1%、「クリスマス」58.5%、「お誕生日会」52.5%であった。(複数回答)

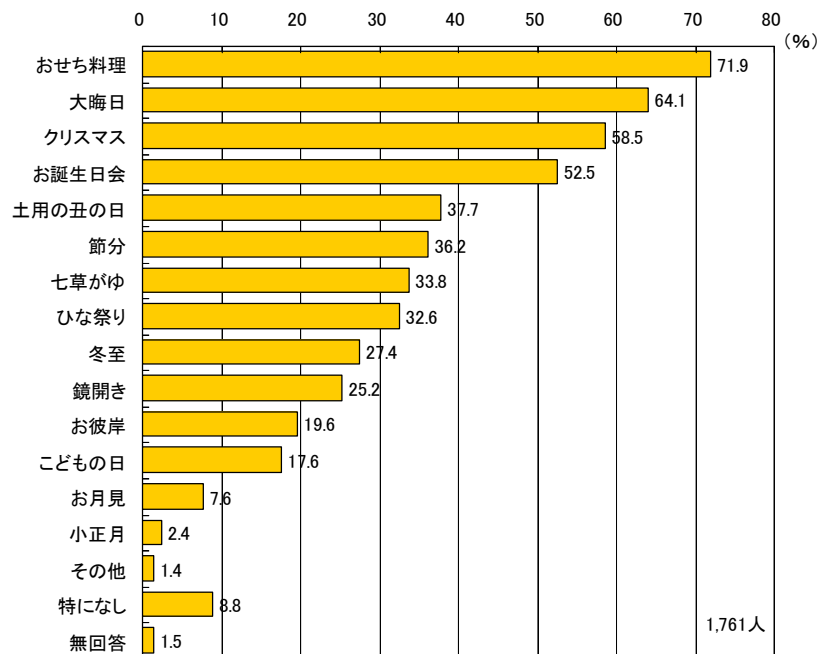


図 行事食の実施内容

# 川崎市の食育の現状と意識に関する調査 ～高校生対象～

## 調査結果

### 朝食の摂取

朝食の摂取について、「ほとんど毎日」が全体の 80.4%であった。

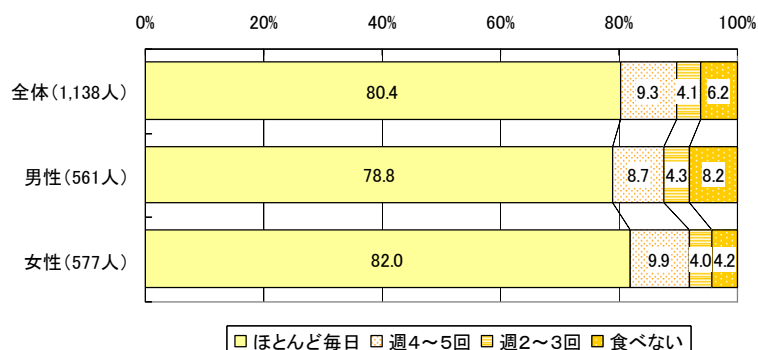


図 朝食の摂取×性別

### 朝食の利点

朝食を食べる利点は、「生活のリズムがとれる」59.3%、「体調が良い」47.8%、「集中力が高まる」47.5%であった。  
(複数回答)

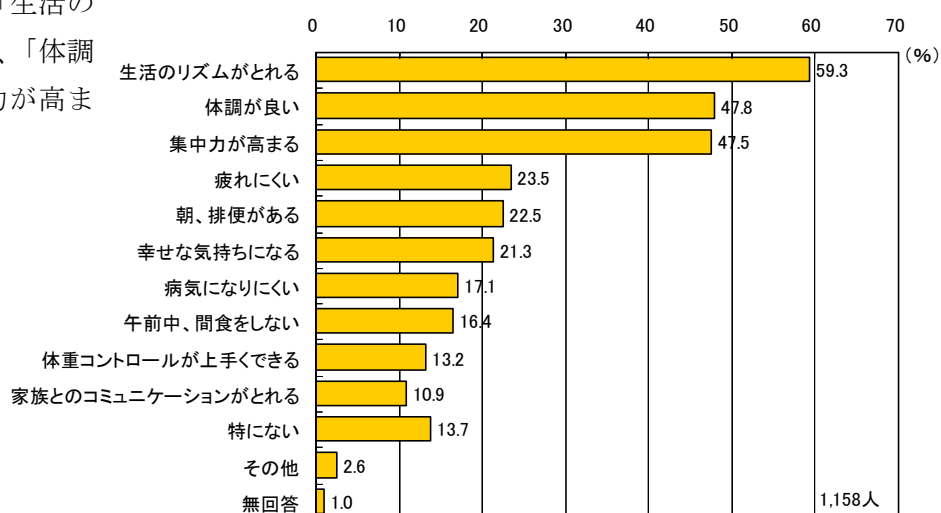


図 朝食の利点

### 食事づくりへの参加

食事づくり(手伝いを含む)を「ほとんどしない」の割合が全体の 67.1%、「週2~3回する」22.0%であった。

性別との関連がみられ、男性は女性と比べて「ほとんどしない」人が多くみられた。

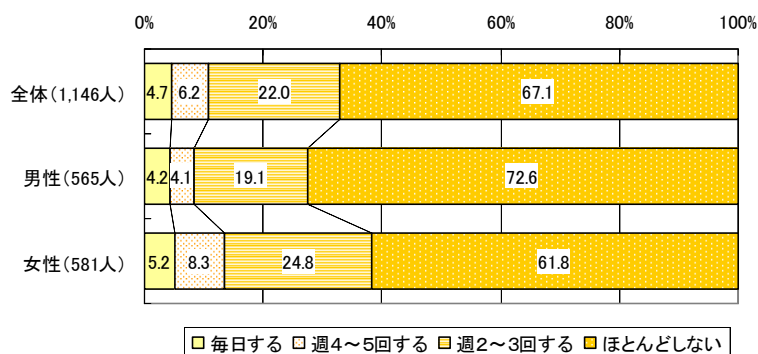


図 食事づくりへの参加×性別

### 主食・副菜・主菜のそろった食事

主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数は、1日のうち「2回」が全体の36.5%、「1回」31.3%であった。

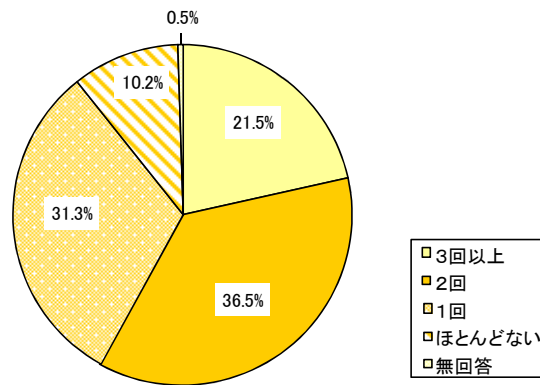


図 主食・副菜・主菜のそろった食事 (1,158人)

### 野菜料理の皿数

野菜料理の1日の皿数は、「2～3皿」53.2%、「1皿」31.3%であった。

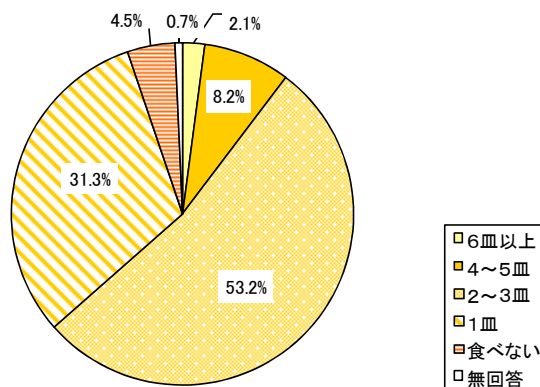


図 野菜料理の皿数 (1,158人)

### 家族との食事の状況 (朝食)

朝食を誰と食べるかについて、「一人で」が全体の49.8%、「大人の家族の誰かと」20.3%であった。

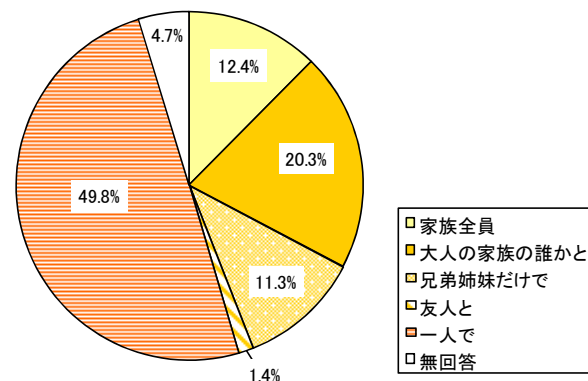


図 朝食を誰と食べるか (1,158人)

### 家族との食事の状況（夕食）

夕食を誰と食べるかについて、「家族全員」が全体の36.3%、「大人の家族の誰かと」31.2%であった。

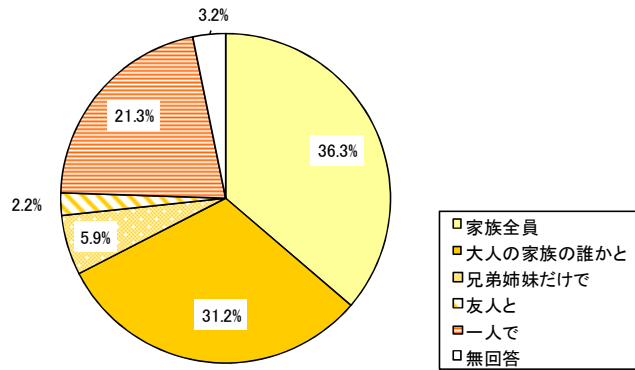


図 夕食を誰と食べるか（1,158人）

### 家族との食事について

家族との食事について、「忙しければそろわなくても仕方がない」が全体の49.0%、「とても大切なので一緒に食べたい」21.1%であった。

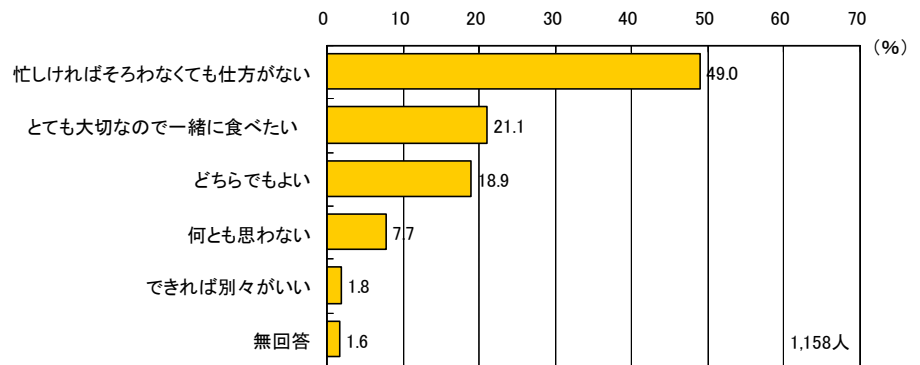


図 家族との食事について

### 体重をどうしたいか

体重をどうしたいかについて、「減らしたい」が全体の44.9%、「現状維持」22.7%であった。

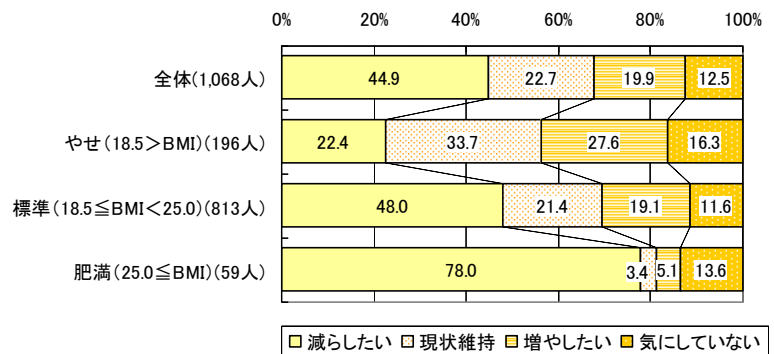


図 体重をどうしたいか

## 食育団体調査

### 調査結果 ～事業所・企業～

#### 食育に関わる取組みの実施状況

近隣住民や地域社会で取組みを「行っている」事業所は 21.2%であり、従業員への食育を「行っている」事業所は 75.0%であった。

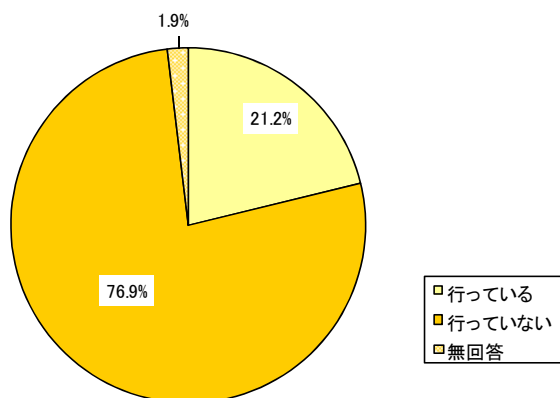


図 地域への食育の実施状況 (52 事業所)

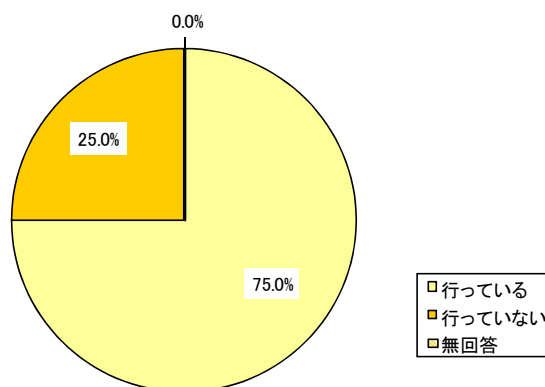


図 従業員への食育の実施状況 (52 事業所)

#### 従業員への食育の実施内容

実施内容については、「社員食堂での取組み」84.6%、「講演会の開催」23.1%であった。(複数回答)

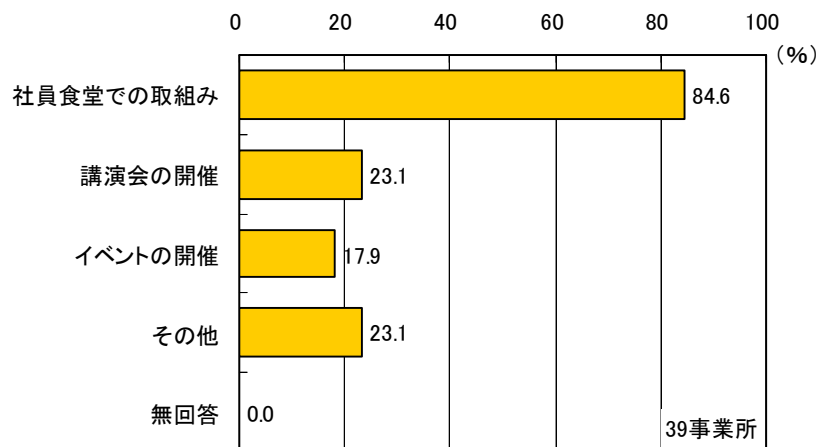


図 実施している内容



## 調査結果 ～食育関係団体～

### 食育に関する活動のテーマ

活動のテーマについては「食生活の改善」57.6%、「食の安全性」52.5%であった。

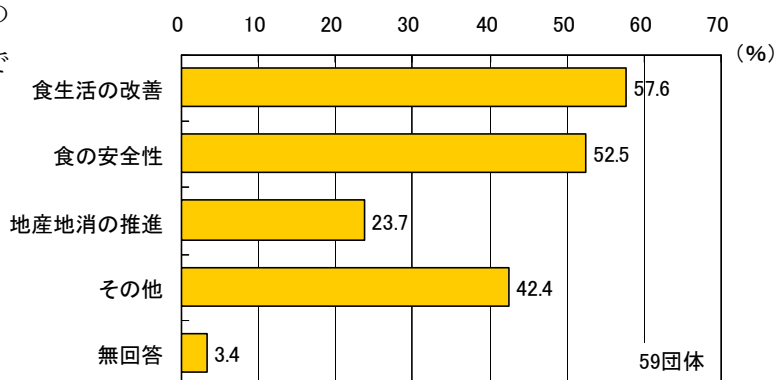


図 食育活動のテーマ

### ここ2～3年での活動範囲の広がり

活動範囲の広がりには「対象とする活動内容・テーマの範囲」が増加した44.1%、「参加人数」が増加した42.4%であった。

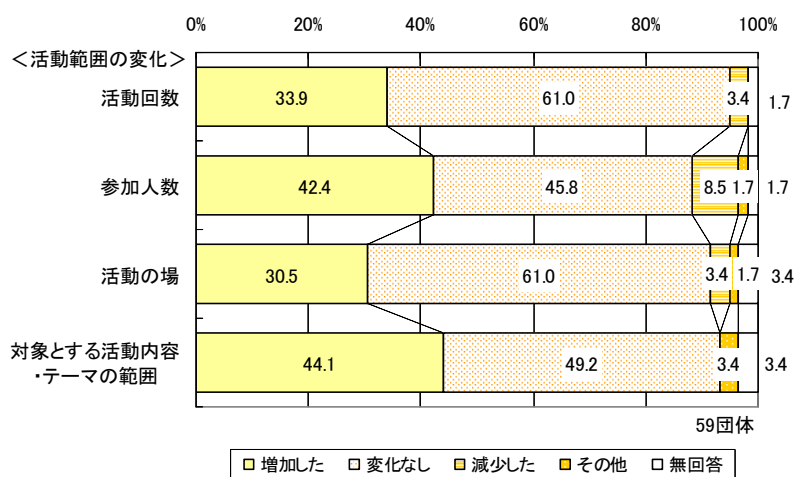


図 活動範囲の変化

### 対象者の意識や行動の変化

対象者（参加者）の意識や行動に「変化があった」50.8%、「変化なし」18.6%であった。

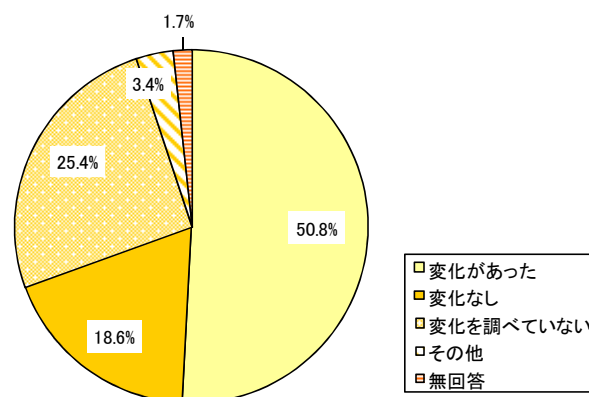


図 対象者の意識や行動の変化（59団体）

# 川崎市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、川崎市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市食育推進計画(法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関して重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員

(3) 推進会議の委員に応募したもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、会長はその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が推進会議に諮って指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 川崎市食育推進会議委員名簿

任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
会長	川崎市	市長	福田 紀彦
学識 経験 者	駒沢女子大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関 係 団 体	(公社) 川崎市医師会	会長	高橋 章
	(公社) 川崎市歯科医師会	会長	井田 満夫
	(公社) 川崎市看護協会	会長	手島 好子
	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	池谷 修司
	セレサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	原 修一
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	中村 肇
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	菅沼 雅子
	川崎市PTA連絡協議会	会長	小原 良
	川崎市消費者の会	運営委員	吉田紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	武内 得真
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	高橋 壮太
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民 代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		水谷 淳子
事 務 局	川崎市	市民・こども局こども本部長	岡本 隆
	川崎市	経済労働局長	伊藤 和良
	川崎市	環境局長	稲垣 正
	川崎市	教育長	渡邊 直美
	川崎市	健康福祉局長	伊藤 弘
	川崎市	健康福祉局医務監	坂元 昇
	川崎市	健康福祉局健康安全部長	田崎 薫
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課長	藤井 智弘
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課課長補佐	岡田 ひろみ
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	高梨 祥恵
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	成川 幸子
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課	岩倉 努
	川崎市	教育委員会学校教育部健康教育課担当課長	北村 恵子
川崎市	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課担当係長	平山 宏子	

## 川崎市食育推進会議部会委員名簿

任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
学識 経験 者	駒沢女子大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関 係 団 体	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	池谷 修司
	セシサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	原 修一
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	中村 肇
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	菅沼 雅子
	川崎市PTA連絡協議会	会長	小原 良
	川崎市消費者の会	運営委員	吉田紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	武内 得真
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	高橋 壮太
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民 代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		水谷 淳子
事 務 局	川崎市	健康福祉局 健康安全部長	田崎 薫
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課長	藤井 智弘
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課課長補佐	岡田 ひろみ
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	高梨 祥恵
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	成川 幸子
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課	岩倉 努
	川崎市	教育委員会学校教育部健康教育課担当課長	北村 恵子
	川崎市	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課担当係長	平山 宏子

# 食育基本法

(平成17年6月10日成立 法律第63号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十五条）

### 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

### 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

### 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

### 附則

二十一世紀におけるわが国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶこ

とが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等

に責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体

験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は我が国の伝統ある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療

及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者及び教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときには、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々

な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。



(生産者と消費者との交流の推進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色のある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のための必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
  - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができ  
る。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の  
組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食  
育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及び  
その実施の推進のため、条例で定めるところにより、  
都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要  
な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の  
推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実  
施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村  
食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関して必要  
な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えな  
い範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

**第二条** 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関す  
る事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加え  
る。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成  
十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するも  
のをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

」を

食育推進会議	食育基本法
少子化対策会議	少子化対策基本法

」に改める。

## 「第3期川崎市食育推進計画」(案)

### <川崎市食育推進計画とは>

- 国の「食育基本法」「食育推進基本計画」に基づいて、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進するための計画です。
- この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえた市町村食育推進計画として、全ての食育関係者（行政、教育、生産者、関連事業者等）ならびに市民がそれぞれの役割に応じて連携しながら食育を推進するための基本指針となるものです。
- 平成25年度に計画の達成状況をふまえ見直しを行い、第3期計画（計画期間：平成26年度から28年度）を作成いたしましたので、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様のご意見を募集します。

案に対する御意見をお寄せください。

#### 意見募集期間

平成25年12月16日（月）から平成26年1月20日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

#### 意見の提出方法

##### (1) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

##### (2) FAX

FAX番号 044-200-3986（川崎市健康福祉局健康安全部健康増進課）

##### (3) 郵送又は持参

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局健康安全部健康増進課（川崎市役所第3庁舎4階）

※お寄せいただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

#### 素案の閲覧場所

川崎市役所 健康福祉局 健康安全部 健康増進課（川崎市役所第3庁舎4階）

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）等で御覧いただけます。

#### 問い合わせ先

川崎市健康福祉局健康安全部健康増進課

電話：044-200-2451 FAX：044-200-3986

E-mail：35kenko@city.kawasaki.jp